

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和 7 年10月

大 阪 府 人 事 委 員 会



大人委第 1952 号
令和 7 年 10 月 22 日

大阪府議会議長 金城 克典 様

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府人事委員会委員長 松本 岳

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定により、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告します。

目 次

第1 職員と民間の給与の状況と本年の給与改定（報告）

1 本年の職員給与と民間給与の実態	1
(1) 職員給与	
(2) 民間給与	
2 職員給与と民間給与との比較	3
(1) 比較対象企業規模の見直し	
(2) 月例給	
(3) 特別給	
3 賃金構造基本統計調査の活用及び研究	5
4 本府職員の給与を取り巻く情勢	6
(1) 賃金・雇用情勢	
(2) 物価・生計費	
(3) 国家公務員の給与等	
5 本年の給与改定等	8
(1) 月例給	
(2) 特別給	
(3) 諸手当	

第2 勧告

1 令和7年4月の民間給与との比較に基づく給与改定について.....	16
(1) 改定の内容	
(2) 改定の実施時期	
2 教育職員の処遇改善等に伴う給与改定について.....	19
(1) 改定の内容	
(2) 改定の実施時期	
(3) 改定の経過措置	

第3 意見

1 給与制度のあり方.....	54
(1) 管理職の給与制度	
(2) 教育職員の給与	
2 人材の確保・育成.....	56
(1) 人材の確保	
(2) 若手職員の成長支援	
(3) 人事評価制度とその活用	
3 職場の魅力向上.....	59
(1) 長時間労働の是正	
(2) 教育職員の長時間勤務の縮減に向けた取組	
(3) 働きやすい職場環境	
結語	66

参考資料

第 1 職員と民間の給与の状況と本年の給与改定（報告）

1 本年の職員給与と民間給与の実態

(1) 職員給与

本委員会は、「令和 7 年職員給与実態調査」を実施し、一般職職員及び市町村立学校の府費負担教職員（臨時的任用職員、非常勤職員等を除く。以下「職員」という。）の本年 4 月分給与の支給状況等について全数調査を行った。

ア 平均給与（月例給）

調査時点（本年 4 月 1 日）において、民間給与と比較する行政職給料表適用職員（10,925 人、平均年齢 40.0 歳）の平均給与月額が 383,984 円であり、昨年の勧告を踏まえて給料表の引上げ改定が行われたこと等により、昨年 4 月と比べ 10,324 円増加した。

（参考資料 1 職員給与 第 1 表、第 4 表）

（注） 定年が段階的に引き上げられるに伴い、職員の給与に関する条例（昭和 40 年大阪府条例第 35 号）附則第 22 項により給料月額が決定される職員は、当分の間の措置として、民間企業における再雇用を含む 60 歳台前半の従業員の給与水準等を踏まえて給与水準が設定されていること等から、平均給与月額や人数、平均年齢は、同項により給料月額が決定される職員を除いて算出した。

イ 期末手当及び勤勉手当（特別給）

期末手当及び勤勉手当（以下「期末・勤勉手当」という。）は、6 月と 12 月の 2 回に分けて支給され、各支給期の支給割合は、期末手当が 1.25 月分（特定管理職員は 1.05 月分）、考課査定分に相当する勤勉手当が 1.05 月分（特定管理職員は 1.25 月分）であり、年間平均支給月数は、4.60 月分（定年前再任用短時間勤務職員等（暫定再任用職員を含む。以下同じ。）、指定職給料表適用職員、任期付研究員及び特定任期付職員を除く。）である。

（参考資料 1 職員給与 第 12 表）

(2) 民間給与

ア 調査の概要

本委員会は、職員給与を民間給与と比較検討するため、人事院並びに都

道府県、政令指定都市等の人事委員会と共同して、企業規模が 50 人以上かつ事業所規模が 50 人以上である府内の民間事業所 4,753（母集団事業所）のうち、層化無作為抽出法によって抽出した 672 事業所を対象に「令和 7 年職種別民間給与実態調査」を実施し、民間事業所の協力のもと、491 事業所の調査を完了した（完了率 73.8%）。

この調査では、公務に類似すると認められる事務・技術関係 22 職種及び研究員、医師等 54 職種について、本年 4 月分の給与月額及び役職段階、学歴、年齢等を従業員単位で調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査している。また、民間事業所における特別給の支給状況等を把握するため、昨年 8 月から本年 7 月までの支給実績についても調査している。

（参考資料 2 民間給与）

（注） 調査完了率は、調査対象事業所のうち、企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した 7 事業所を除く 665 事業所に占める調査完了事業所の割合である。

イ 調査結果

（ア） 初任給

初任給は、新卒事務員・技術者の平均で、大学卒が 239,679 円、高校卒が 204,200 円であった。新規学卒者を採用した事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で 74.1%（昨年 70.0%）、高校卒で 86.0%（同 76.8%）、据え置いた事業所の割合は、大学卒で 25.9%（同 29.5%）、高校卒で 14.0%（同 21.4%）となっている（表 1 参照）。

【表 1】学歴別初任給（事務・技術関係職種）

学歴	項目 初任給（円）	改定状況（%）			
		増額		据置き	
大 学 卒	239,679	74.1	(70.0)	25.9	(29.5)
高 校 卒	204,200	86.0	(76.8)	14.0	(21.4)
		0.0	(0.5)	0.0	(1.8)

（注） 1 改定状況は新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。
2 改定状況はそれぞれ端数処理をしているため、合計が 100 とならない場合もある。
3 括弧内は前年の数値である（以下表 2 及び表 3 において同じ）。

（イ） 給与改定等

一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割

合は 73.0%（昨年 63.4%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は 0.0%（同 1.7%）となっている（表 2 参照）。

【表 2】民間における給与改定の状況

（単位：％）

項 目 役職段階	ベースアップ 実施	ベース改定 中止	ベースダウン 実施	ベース改定 慣行なし
係 員	73.0 (63.4)	1.6 (1.9)	0.0 (1.7)	25.5 (33.0)

（注） 1 ベース改定慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除く。

2 それぞれ端数処理をしているため、合計が 100 とならない場合もある。

また、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は 88.1%（同 90.1%）で、昨年に比べて昇給額を増額した事業所は 36.2%（同 38.6%）、減額した事業所は 7.4%（同 2.4%）、定期昇給を停止した事業所の割合は 0.7%（同 0.4%）となっている（表 3 参照）。

【表 3】民間における定期昇給の実施状況

（単位：％）

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施				定期昇給 停止	定期昇給 制度なし
		定期昇給 実施	増額	減額	変化なし		
係 員	88.9 (90.5)	88.1 (90.1)	36.2 (38.6)	7.4 (2.4)	44.5 (49.1)	0.7 (0.4)	11.1 (9.5)

（注） 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く。

2 それぞれ端数処理をしているため、合計が 100 とならない又は構成比の合計が一致しない場合もある。

このように、9 割程度の事業所が一般の従業員（係員）の定期昇給を実施していることに加え、初任給の引上げやベースアップを行った事業所の割合が昨年度に引き続き増加していることから、人材確保上の必要性等を踏まえた相応の賃金水準を確保しようとする動きが見られる。

2 職員給与と民間給与との比較

(1) 比較対象企業規模の見直し

人事院は、今日、行政課題が高度に複雑化・多様化する中で、国家公務員の業務の重要性・困難性が高まっていることや厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、官民給与の比較対象企業規模について、「50 人以上」から「100 人以上」に見直しを行った。あわせて、特別給の官民比較についても、月例給における比較対象企業規模との整合性を考慮し、企業規模 100 人以上の民間企業を比較対象とすることとされた。

また、人事院の見直しを受け、総務省から地方公共団体に対し、国と同様の見直しを行うこととするなど、公民比較における較差算定の取扱いについての通知※が発出されたところである。

本府においても、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争下において、有為な人材を確保するため職員採用における競争力を高める必要があることや総務省通知を踏まえ、人事院と同様に、月例給の比較対象企業規模を「100人以上」とし、特別給の公民比較についても、企業規模100人以上の民間企業に見直すこととする。

※ 令和7年8月8日付け総行給第43号「人事委員会における公民比較の較差算定等に係る留意点について」

(2) 月例給

本委員会は、職員と民間従業員との給与比較を、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づいて行っており、職員にあっては行政職給料表の適用を受ける職員、民間にあってはこれに相当する事務・技術関係の職務に従事する従業員について、役職段階や年齢、学歴が同じ者同士の4月分給与をラスパイレス方式で比較し較差を算定している。

本年は、職員給与が383,969円、民間給与が396,605円となり、職員給与が民間給与を12,636円（3.29%）下回っていた（表4参照）。

【表4】職員給与と民間給与の較差

民間給与 [A]	職員給与 [B]	較差 [A－B]
396,605 円	383,969 円	
きまって支給する給与 (時間外手当、通勤手当を除く)	<内訳> 給料の月額（調整額含む） 324,894 円 管理職手当 4,969 円 扶養手当 6,623 円 地域手当 39,752 円 住居手当 7,619 円 初任給調整手当 68 円 単身赴任手当（基礎額） 44 円	12,636 円 (3.29%)

(注) 1 民間給与の「きまって支給する給与」は、本年の職種別民間給与実態調査において名称によらず月ごとに支給される全ての給与をいう。

2 職員給与[B]383,969円は、「単身赴任手当」を交通距離に応じた加算額を除いた基礎額で算定していることから、前記1(1)アの行政職給料表適用職員の平均給与月額383,984円と比べて15円少ない額となっている。

3 前記(1)の比較対象企業規模の見直しを行わなかった場合の較差は、11,401円である。

(3) 特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合を算出し、これを職員の期末・勤勉手当の年間平均支給月数と比較したうえで、0.05 月単位で改定の勧告を行ってきている。昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に於いて民間で支払われた特別給は、平均所定内給与月額 4.66 月分※であり、これに相当する職員の期末・勤勉手当の年間平均支給月数が 4.60 月分であることから、民間の支給割合を 0.06 月分下回っていた。

※ 前記(1)の見直しを行わなかった場合の民間で支払われた特別給は、4.61 月分である。

(参考資料 1 職員給与 第 12 表、2 民間給与 第 22 表)

3 賃金構造基本統計調査の活用及び研究

本府では、大阪府職員基本条例（平成 24 年大阪府条例第 86 号）において、人事委員会は直近の賃金構造基本統計調査（以下「賃金センサス」という。）等を参考として活用するものとされている。これを踏まえ、本委員会では、直近 3 か年の賃金センサスの調査結果を用いて、役職段階や年齢等に応じた民間給与の状況を確認している。

本年の分析によれば、役職段階別の給与水準について、民間従業員（規模計）と府職員それぞれについて、所定内給与額の上位 25%から下位 25%までの範囲を比較したところ、係長級及び非役職については概ね均衡しているが、部長級及び課長級では府職員が民間より高い水準となっていた。

次に、年齢及び勤続年数に着目し、府職員及び民間従業員それぞれについて、その役職段階ごとに在職者が最も多い年齢・勤続年数を比較したところ、役職（部長級、課長級及び係長級）においては、民間従業員の方が府職員よりも年齢等が低い傾向が見られた。特に、課長級においては、年齢等に大きな差があることから、民間従業員の方が早期に管理職に昇任する傾向にあることが推察され、このことが前述の府職員の役職者の給与水準が民間より高くなっている要因であると考えられる。

なお、賃金センサスは、民間との給与比較において対象外としている通勤手当が含まれていることや役職段階の区分が異なること、また、前年分の月例給についての調査結果であり最新の賃金改定が反映されていないことなど、「職種別民間給与実態調査」に比べ精確性の観点で課題がある。

前述のように、大阪府職員基本条例においては、直近の賃金センサス等を参

考として活用することとされていることから、本委員会としては、賃金センサス等の更なる活用方策について調査・研究を進める必要があると考える。

(参考資料 3 賃金構造基本統計調査)

4 本府職員の給与を取り巻く情勢

(1) 賃金・雇用情勢

大阪府総務部統計課の「毎月勤労統計調査地方調査」による本年4月の府内民間事業所の所定内給与は、昨年4月に比べて3.6%増加しており、厚生労働省の調査による本年4月の大阪府における有効求人倍率は、昨年4月に比べて0.01ポイント上昇していた(表5参照)。

【表5】賃金・雇用に関する指標

		年度平均		令和5年 4月	令和6年 4月	令和7年 4月
		令和5年度	令和6年度			
きまって支給 する給与	金額(千円)	306.2	318.5	307.1	318.5	329.0
	前年比(%)	0.6	3.2	0.0	3.1	3.2
うち 所定内給与	金額(千円)	283.5	294.2	284.3	294.0	305.0
	前年比(%)	1.0	3.0	0.5	2.9	3.6
有効求人倍率	倍率(倍)	1.27	1.21	1.32	1.22	1.23

(注) 1 「きまって支給する給与」及び「うち所定内給与」は、毎月勤労統計調査(厚生労働省)における事業所規模30人以上の調査産業計の数値であり、年度平均は暦年の平均値である。
2 「有効求人倍率」について、年度の数値は原数値、各年4月の数値は季節調整値である。

(2) 物価・生計費

総務省統計局が公表している本年4月の大阪市における消費者物価指数は、昨年4月に比べて3.8%上昇していた。また、本年4月の消費支出は、昨年4月に比べ15.4%の上昇となっていた。(表6参照)

本委員会が、総務省統計局の家計調査の結果をもとに人事院と同様の方法で算定した本年4月の大阪市における標準生計費は、2人世帯165,910円、3人世帯192,920円、4人世帯219,890円、5人世帯246,880円であり、昨年に比べていずれも上昇していた。

(参考資料 4 生計費)

【表6】物価・家計に関する指標

		年度平均		令和5年 4月	令和6年 4月	令和7年 4月
		令和5年度	令和6年度			
消費者物価指数	前年比(%)	2.9	3.2	3.9	2.2	3.8
消費支出 (総務省統計局家計調査)	金額(千円)	300.5	308.8	381.1	308.1	355.4
	前年比(%)	3.6	2.8	38.0	△19.2	15.4

(注) 「消費支出」は、勤労者世帯かつ農林漁家世帯を含む数値である。

(3) 国家公務員の給与等

ア 人事院勧告の概要

人事院は、本年 8 月 7 日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与について報告し、併せて民間給与との較差 15,014 円（3.62%）に基づく給与改定として俸給表の平均 3.3%の引上げと、民間の支給状況を踏まえた特別給 0.05 月分の引上げ（期末手当及び勤勉手当に 0.025 月分ずつ均等に配分）について勧告を行った。勧告の概要は、参考資料「5 人事院勧告の概要」に示すとおりである。

イ 国家公務員との均衡

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）において、職員の給与は国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等を考慮して定めることとされている（均衡の原則）。令和 6 年 4 月 1 日現在の府域における国家公務員の給与水準との関係で見ると、本府職員の給与水準は、本給を比較対象としたラスパイレス指数では国家公務員の水準を上回るが、地域手当を含めた補正後のラスパイレス指数では、国家公務員の水準を下回っている状況にある。

【表 7】職員と国家公務員との給与水準の比較

項 目	令和 5 年 4 月	令和 6 年 4 月
ラスパイレス指数	100.8	100.4
地域手当補正後 ラスパイレス指数	99.3	98.6

(注) 1 上記指数は、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給の月額と本府の行政職給料表適用職員の給料の月額を、学歴、経験年数別のラスパイレス方式により国を 100 として比較したものである。

2 地域手当補正後ラスパイレス指数は、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したものである。

また、本年の人事院勧告では、民間における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、行政職俸給表（一）適用職員について所要の改定をすることとされており、この改定が実施された場合、大阪市域に在勤する国家公務員について、一般職試験（大卒程度）に係る初任給（俸給及び地域手当）は 269,120 円、一般職試験（高卒者）に係る初任給は 232,348 円になると見込まれる（表 8 参照）。

【表 8】職員と国家公務員との初任給の比較

	大卒			高卒		
	給料月額 (俸給月額)	地域手当 支給割合	初任給	給料月額 (俸給月額)	地域手当 支給割合	初任給
府 (現行)	227,100 円	11.8%	253,897 円	192,900 円	11.8%	215,662 円
国 (現行)	220,000 円	16.0%	255,200 円	188,000 円	16.0%	218,080 円
国 (改定後)	232,000 円	16.0%	269,120 円	200,300 円	16.0%	232,348 円

(注) 1 国の地域手当支給割合は、大阪市域に在勤する国家公務員の支給割合である。
2 現行の給料月額、俸給月額及び地域手当支給割合は、本年 4 月 1 日時点（改定前）のものである。

5 本年の給与改定等

職員の給与の決定条件に関する調査等の結果は以上のとおりであり、職員給与と民間給与との較差、物価・生計費及び人事院勧告の内容等を総合的に勘案した結果、下記のとおり改定することが適当であると判断した。

(1) 月例給

前記 2 (2) のとおり、本年 4 月時点の職員給与が民間給与を 12,636 円 (3.29%) 下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。この改定は、本年 4 月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

月例給の改定にあたっては、国が令和 7 年 4 月に行った地域手当の見直しを踏まえ、地域手当の支給割合を引き上げる。あわせて、近年の物価高騰の状況等を踏まえ、全職員を対象とし、人材確保の観点から初任給及び若年層に重点を置いて、基本給である給料を引き上げることとする。

ア 行政職給料表

民間との給与比較を行っている行政職給料表について、平均 2.54% の引上げ改定を行う。

(ア) 初任給

本府における一般行政職採用試験の状況を見ると、受験者の多くが国家公務員などを併願している状況にあることや、地方公務員の競争試験における受験者総数が減少傾向にあることから、初任給の引上げにあたっては、国家公務員など公務間の人材獲得競争の観点を踏まえる必要がある。

このような状況や、前記 1 (2)イで示す民間の初任給の動向及び前記 4 (3)イで示す国家公務員の初任給に係る改定内容等を踏まえ、本年の人事院勧告による改定後の大阪市域に在勤する国家公務員一般職の初任給を目安として、行政職給料表の初任給に係る号給の給料月額について、大学卒程度を 11,000 円、高校卒程度を 11,200 円、それぞれ引き上げることとする（表 9 参照）。

【表 9】職員と国家公務員との改定後の初任給の比較

	大卒			高卒		
	給料月額 (俸給月額)	地域手当 支給割合	初任給	給料月額 (俸給月額)	地域手当 支給割合	初任給
府 (現行)	227,100 円	11.8%	253,897 円	192,900 円	11.8%	215,662 円
府 (改定後)	238,100 円	12.8%	268,576 円	204,100 円	12.8%	230,224 円
国 (改定後)	232,000 円	16.0%	269,120 円	200,300 円	16.0%	232,348 円

- (注) 1 国の地域手当支給割合は、大阪市域に在勤する国家公務員の支給割合である。
 2 現行の給料月額及び地域手当支給割合は、本年 4 月 1 日時点（改定前）のものである。
 3 府の改定後の地域手当は、後記(3)イのとおり引き上げた場合の支給割合である。

(イ) 初任給以外

本府の行政職給料表の現状や国家公務員の改定状況等を踏まえ、おおよそ 30 歳台半ばまでの職員が在職する号給においては、11,200 円から 8,600 円まで、30 歳台後半から 40 歳台半ばにおいては、8,500 円から 6,600 円まで、それぞれ改定額を逡減させながら引き上げることとし、40 歳台後半以降については、一律 6,500 円引き上げることとする。

イ 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の引上げ改定を行う。併せて、医療職給料表(一)及び教育職給料表については、以下のとおり改定を行うこととする。

(7) 医療職給料表(一)

医療職給料表(一)については、これまで行政職給料表の改定に応じて、同表との均衡を図ることを基本に給料月額の改定を行ってきた。

本年の給与改定においては、民間との給与較差を解消するため給料月額の引上げ改定と併せて、後記(3)イのとおり地域手当を引き上げることとしているが、医療職給料表(一)の適用を受ける職員は、国の取扱いに

準拠して、在勤する地域に関わらず、特例措置※として地域手当の支給割合が 16%と定められているため、他の給料表とは異なり、地域手当支給割合の引上げの効果は及ばない。

このため、医師の処遇を確保する観点も踏まえ、医療職給料表(一)の適用を受ける職員の給与改定については、地域手当の引上げではなく、給料表の改定により実施することとする。

※ 職員の給与に関する条例第 13 条の 3 医療職給料表(一)の適用を受ける職員には、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に 100 分の 16 を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(イ) 教育職給料表

教育職給料表については、全国人事委員会連合会が策定した教員給与に関する参考モデル給料表※を参考にして、次の改定を行う。

- ① 早期昇格者の処遇改善を目的に、主幹教諭等の職務の級である特 2 級の初号の給料月額を引き上げる改定を行うこととする。
- ② 教育職員の処遇改善等を図るため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号。以下「給特法」という。）が改正され、教職調整額の基準となる額について、現行の給料月額の 100 分の 4 に相当する額から 100 分の 10 に相当する額まで、令和 8 年 1 月から令和 13 年 1 月にかけて毎年 100 分の 1 ずつ段階的に引き上げられることとなった。これに従って職員の給与に関する条例の改正が行われた場合、管理職員には教職調整額が支給されないため、教職調整額が支給される管理職以外の職員との処遇の均衡を図る観点から、職務の級が 3 級である職員については給料表の備考において定める給料月額に加算する額を引き上げ、職務の級が 4 級である職員については新たに加算する額を設ける。なお、これらの加算する額については、教職調整額の見直しに合わせて段階的に引き上げることとする。

※ 教員給与に関する参考モデル給料表は、国家公務員の俸給表との均衡を図り作成されているもので、全国の人事委員会において教育職給料表の改定の際に参考とされているものである。令和 7 年度の当該給料表には、令和 6 年度の給与制度のアップデートによる初号付近の号給カットと教職調整額引上げに対応する管理職員への加算の措置が反映されている。

(2) 特別給

ア 支給月数の改定

前記 2 (3) のとおり、職員の期末・勤勉手当の年間平均支給月数が、民間の特別給の支給割合を 0.06 月分下回っていることから、民間の支給割合との均衡を図るため、現在、年間平均支給月数が 4.60 月分となっている職員の期末・勤勉手当を 0.05 月分引き上げ、年間 4.65 月分とする。

引上げ分の配分にあたっては、民間の特別給の支給状況や人事院勧告の取扱いを踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、それぞれの支給月数が 6 月期及び 12 月期で均等になるように定めることとする。

また、定年前再任用短時間勤務職員等、指定職給料表適用職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当についても、各々支給月数を引き上げることとする。

イ 研究休職に係る在職期間等の取扱いの見直し

国においては、職務と関連があると認められる学術に関する事項の調査・研究等に従事するための休職制度（研究休職）があるが、この研究休職がより一層活用されるよう、人事院勧告において、研究休職から復職した職員について、法人の種類にかかわらず、職務に密接な関連があり、公務の能率的な運営に特に資する研究に従事していた期間を期末手当の在職期間及び勤勉手当の勤務期間（以下「在職期間等」という。）に通算することとされた。

本府においても、同様に、職員の分限に関する条例（昭和 26 年大阪府条例第 41 号）の規定により、職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究等に従事する場合に休職することができるとしている。当該休職時における在職期間等の取扱いについては、これまで国に準拠してきたことを踏まえ、人事院勧告と同様、令和 8 年 4 月から所要の改定を行うこととする。

(3) 諸手当

ア 初任給調整手当

人事院勧告では、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、

医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し、所要の改定を行い、本年４月に遡及して実施することとされている。

本府においても、これまで国の改定に準拠することを基本としてきた経過を踏まえ、人事院勧告と同様に所要の改定を行うこととする。

イ 地域手当

本府においては、府域の生活圏や経済圏としての連続性・一体性が見られることや、人事異動の実態を踏まえ、これまで府域全体を一律 11.8%の適用としてきたところである。また、府域外の支給割合については、国又は地方公共団体の職員に支給される地域手当の支給割合を考慮して 16%を超えない範囲内で定めることとしている。

令和７年度以降の地域手当の取扱いについては、国における給与制度のアップデートの一環として、級地区分を設定する地域の単位について都道府県を基本とすることとし、都道府県庁所在地及び人口 20 万人以上の市のうち民間賃金水準が高い地域は個別に設定する見直しが行われた。これによる本府域内の新たな支給割合は、大阪市及び吹田市を 16%、両市を除く府内市町村を 12%とし、令和 10 年までに段階的に見直しを行うこととされた。

この制度見直しにより指定された府内の支給地域及び級地区分、また、これまでの取扱いを踏まえ、令和７年度以降の府内の地域手当は、大阪府の区域に在勤する職員に適用する支給割合について、従前の算出方法と同様に、本府職員に国家公務員に適用される新たな支給割合をあてはめて加重平均した支給割合とする。これに従い、令和７年度においては、令和 6 年人事院勧告で示された「令和 7 年度の地域手当の級地別支給割合」をもとに支給割合を算出し、1.0 ポイント引き上げた 12.8%とする。

また、府域外に勤務する職員の地域手当の支給割合について、最も支給割合の高い級地区分である 1 級地における東京都特別区内に在勤する職員の地域手当の支給割合は、国家公務員の場合は 20%とされているところ、本府職員は、消費者物価の地域差や他の地方公共団体における取扱いの状況等を考慮し、令和元年度以降は 16%としていた。

府域外の地域手当については、今般の制度見直しを踏まえ、地域の民間

給与の適切な反映という地域手当の趣旨に、より沿ったものとするため見直しを行うこととし、府域外における支給割合の上限について、現行の16%を、令和7年度から18%に、令和8年度からは20%に引き上げることとする。これに伴い、現行制度上、特例措置として、地域手当の支給割合が16%とされている医療職給料表（一）の適用を受ける職員にも、16%以上の支給割合が適用できるよう所要の改正を行うこととする。

ウ 通勤手当

(7) 交通の用具使用者に対する通勤手当

人事院勧告においては、民間の長距離通勤者に対する支給額が公務の手当額を上回っている状況を踏まえ、自動車等により通勤することが必要な職員の負担に配慮して、新たな距離区分を創設することとされた。

具体的には、令和8年4月から上限を「100 km以上」とし、「60 km以上」の部分について5 km刻みで新たな距離区分を設けること、また、現行の「10 km以上 15 km未満」から「60 km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、引上げ改定を行うこととされた。

加えて、公務では、自動車等使用者が、通勤の際に自らの負担により外部の駐車場を利用している状況が見られること、民間では、従業員の自己負担を軽減するため、その利用料に対して一定割合の事業所が通勤手当を支給していることから、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設することとされた。

本府においても、交通の用具使用者に対する通勤手当については国に準拠してきたこと、また、民間の長距離通勤者に対する支給額が公務を上回っていることや民間の駐車場利用料に対する通勤手当の支給状況を踏まえ、人事院勧告と同様、交通の用具を使用する長距離通勤者に対する支給額の引上げや駐車場等の利用に対する通勤手当の新設など、所要の改定を行うこととする。

(参考資料 1 職員給与 第13表 第14表、2 民間給与 第24表)

(1) 月の途中に採用された職員等の通勤手当

通勤手当は、月の初日に支給要件を満たしているとき以外は、翌月か

ら手当が支給されるため、月の途中で採用される職員等は、最初の月の通勤に要する費用を自ら負担することとなっている。

人事院勧告では、近年、人材確保の困難性が高まる中で、月の途中から民間人材等が採用される事例も生じてきていることを背景に、通勤手当の支給方法をより柔軟なものとするため、月の途中で採用された職員等に対し、採用日等から通勤手当を支給できるよう、通勤手当の支給等に係る規定に関し、所要の措置を講じることとされた。

本府においても、国と同様の状況にあることから、所要の改定を行うこととし、令和8年10月から実施することとする。

エ 宿日直手当

宿直勤務又は日直勤務1回における宿日直手当の最低額について、労働基準監督機関の許可基準は、宿直又は日直の勤務につくことの予定されている同種の労働者に対して支払われている一人一日平均賃金の3分の1を下らないこととされている。

本府においては、従前と同様、上記考え方を基に、宿日直勤務対象職員の給与について、所要の改定を行うこととする。

オ 職員の月例給与水準を適切に確保するための手当

人事院勧告では、人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填し、職員の月例給与水準を適切に確保するための手当を措置することとされた。

地方公共団体においては、支給することができる手当の種類は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項において限定列举されている。

本府においても、今後、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合において、国と同様の措置を図る必要があることから、当該手当の導入に係る同法改正の動向を注視していくこととする。

以下【余白】

第2 勧告

職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年大阪府条例第70号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年大阪府条例第86号）に定める職員の給与について下記のとおり改定するよう勧告する。

記

1 令和7年4月の民間給与との比較に基づく給与改定について

(1) 改定の内容

ア 給料表

(ア) 職員の給与に関する条例に定める給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(イ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例に定める給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(ウ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例に定める給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

イ 地域手当

(ア) 大阪府の区域に在勤する職員に支給する地域手当の月額を、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の12.8を乗じて得た額とすること。

(イ) 職員の給与に関する条例第13条の2第1項の人事委員会規則で定める地域及び公署に在勤する職員に支給する地域手当の月額を、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の18を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とすること。

(ウ) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の地域手当については、職員の給与に関する条例第13条の2の規定による支給割合が100分の16以上となる場合には、同条例第13条の3の規定を適用せず、当該支給割合とすること。

(エ) 職員の給与に関する条例第13条の4に定める地域手当の支給割合について、異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは公署に係る支給割

合に達しないこととなるときの措置は、異動等後の支給割合が100分の12.8未満である場合に限ることとする。ただし、異動等前の支給割合が100分の12.8を超える場合の同条第1号から第3号までの適用にあたっては、異動等前の支給割合を100分の12.8とすること。

ウ 期末・勤勉手当

(ア) (イ)、(ウ)、(エ)及び(オ)以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前提任短時間勤務職員等にあつては、それぞれ0.7125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前提任短時間勤務職員等にあつては、それぞれ0.5125月分）とすること。

(イ) 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前提任短時間勤務職員等にあつては、それぞれ0.6125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前提任短時間勤務職員等にあつては、それぞれ0.6125月分）とすること。

(ウ) 指定職給料表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.675月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分とすること。

(エ) 任期付研究員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.75月分とすること。

(オ) 特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

エ 初任給調整手当

医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を253,100円とすること。

オ 通勤手当

(ア) 令和7年4月1日以降の措置内容

交通の用具使用者に対する通勤手当の額を、次に掲げる自転車等の使用距離の区分については、それぞれ次に定める額とすること。

- a 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,300円
- b 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10,400円
- c 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 13,500円
- d 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 16,600円
- e 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 19,700円
- f 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 22,800円
- g 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 25,900円
- h 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 29,100円
- i 片道50キロメートル以上55キロメートル未満 32,300円
- j 片道55キロメートル以上60キロメートル未満 35,500円
- k 片道60キロメートル以上 38,700円

(イ) 令和8年4月1日以降の措置内容

- a 交通の用具使用者に対する通勤手当の額を、66,400円を超えない範囲内で自転車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額とすること。
- b 交通の用具使用者又は交通機関等と交通の用具の併用者のうち、自動車の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの料金に相当する額として人事委員会規則で定める額を支給すること。
- c 1か月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通の用具に係る通勤手当の額、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額及び駐車に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。

カ 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は6,900円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は8,200円とすること。

(2) 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、前記(1)オ(イ)については、令和8年4月1日から実施すること。

2 教育職員の処遇改善等に伴う給与改定について

(1) 改定の内容

前記 1 (1) ア(ア)による改定後の教育職給料表を別記第 4 のとおり改定※すること。新給料表への切替えは別記第 5 の切替要領によること。

※ 本改定では、早期昇格者の処遇改善を目的に特 2 級の初号の給料月額を引き上げるとともに、次の表の上欄に掲げる給料表の各備考に規定する額を職務の級ごとに同表に掲げる額とした。

職務の級 \ 給料表	高等学校等教育職給料表	小学校・中学校教育職給料表
3 級	30,700 円	31,700 円
4 級	23,000 円	24,200 円

(2) 改定の実施時期

この改定は、令和 8 年 1 月 1 日から実施すること。

(3) 改定の経過措置

ア 別記第 4 のイの高等学校等教育職給料表の備考 3 に規定する額については、次の表の上欄に掲げる期間において、職務の級ごとに表に掲げる額とする。

期間 \ 職務の級	R8.1.1 から R8.12.31 まで	R9.1.1 から R9.12.31 まで	R10.1.1 から R10.12.31 まで	R11.1.1 から R11.12.31 まで	R12.1.1 から R12.12.31 まで
3 級	11,500 円	15,400 円	19,200 円	23,000 円	26,900 円
4 級	3,800 円	7,700 円	11,500 円	15,300 円	19,200 円

イ 別記第 4 のロの小学校・中学校教育職給料表の備考 2 に規定する額については、次の表の上欄に掲げる期間において、職務の級ごとに表に掲げる額とする。

期間 \ 職務の級	R8.1.1 から R8.12.31 まで	R9.1.1 から R9.12.31 まで	R10.1.1 から R10.12.31 まで	R11.1.1 から R11.12.31 まで	R12.1.1 から R12.12.31 まで
3 級	11,500 円	15,600 円	19,600 円	23,600 円	27,700 円
4 級	4,000 円	8,100 円	12,100 円	16,100 円	20,200 円

別記第 1

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,200	268,800	311,500	363,500	400,400	452,000	521,100	579,500
	2	196,300	269,900	312,900	365,600	402,500	454,100		
	3	197,500	271,000	314,300	367,600	404,700	456,000		
	4	198,600	272,000	315,800	369,500	406,900	458,000		
	5	199,700	273,200	317,600	371,500	409,100	459,600		
	6	200,800	274,100	319,500	373,600	411,500	461,400		
	7	201,900	275,200	321,400	375,200	414,000	463,200		
	8	203,000	276,500	323,300	377,100	416,500	465,200		
	9	204,100	277,500	325,100	379,200	418,700	467,000		
	10	205,600	278,200	326,800	381,000	420,800	468,600		
	11	206,900	279,300	328,700	382,600	422,700	469,900		
	12	208,200	280,200	330,400	384,500	424,700	471,600		
	13	209,400	281,200	332,500	386,200	426,700	472,900		
	14	211,000	282,200	334,300	388,100	428,600	474,400		
	15	212,500	283,200	336,000	389,900	430,300	475,800		
	16	213,900	284,300	337,700	391,900	432,300	477,300		
	17	214,900	285,100	339,400	394,000	434,200	478,600		
	18	216,800	286,600	340,800	395,900	435,900	479,900		
	19	218,100	287,900	342,500	397,600	437,500	481,100		
	20	219,500	289,100	344,100	399,500	439,200	482,100		
	21	221,400	290,600	346,000	401,400	441,000	482,900		
	22	224,100	291,700	348,000	403,000	442,600	483,300		
	23	226,700	292,900	349,800	404,400	444,000	483,700		
	24	229,200	294,000	351,500	406,100	445,600	484,100		
	25	231,900	295,400	353,200	407,800	447,000	484,300		
	26	233,500	296,800	355,000	409,100	448,200	484,700		
	27	235,200	297,900	356,800	410,500	449,300	485,100		
	28	236,800	299,300	358,600	411,900	450,500	485,600		
	29	238,100	300,500	360,100	413,300	451,600	486,200		
	30	238,500	301,500	361,800	414,500	452,900	486,600		
	31	239,300	302,700	363,400	415,500	454,100	487,000		
	32	240,000	303,900	365,000	416,700	455,400	487,400		
	33	240,800	305,300	366,600	417,700	456,300	487,900		
	34	241,400	306,800	368,300	418,800	457,100	488,200		
	35	242,000	308,200	369,600	419,800	457,700	488,600		
	36	242,800	309,700	371,000	420,900	458,200	489,000		
	37	243,600	311,000	372,500	421,800	458,600	489,300		
	38	244,600	312,400	373,600	422,500	459,000	489,700		
	39	245,600	313,800	374,600	423,200	459,300	490,100		
	40	246,400	315,100	375,900	423,900	459,700	490,500		
	41	249,200	316,600	377,000	424,600	460,000	490,800		
	42	250,800	318,100	377,800	425,300	460,300	491,100		
	43	252,400	319,400	378,800	425,900	460,600	491,400		
	44	254,000	320,700	379,700	426,300	460,900	491,600		
	45	255,100	322,100	380,400	426,700	461,100	491,800		
	46	256,500	323,500	381,200	426,900	461,300			
	47	258,100	324,800	381,900	427,100	461,500			
	48	259,700	326,200	382,900	427,300	461,700			
	49	260,700	327,300	383,600	427,500	461,900			
	50	261,700	328,500	384,100	427,700	462,100			
	51	262,800	329,600	384,400	427,900	462,300			
	52	263,900	331,000	385,000	428,100	462,500			

53	265,100	332,300	385,300	428,300	462,700
54	266,000	333,600	385,900	428,500	462,900
55	267,100	334,900	386,400	428,700	463,100
56	268,500	336,100	386,900	428,900	463,300
57	269,300	337,300	387,200	429,100	463,500
58	270,100	338,200	387,900	429,300	
59	271,000	339,100	388,600	429,500	
60	271,800	340,000	389,300	429,700	
61	272,500	340,700	389,900	429,900	
62	273,100	341,500	390,500	430,100	
63	273,700	342,300	391,200	430,300	
64	274,500	343,100	391,900	430,500	
65	275,100	343,700	392,100	430,700	
66	276,100	344,200	392,500	430,900	
67	277,000	344,800	392,800	431,100	
68	277,900	345,400	393,100	431,300	
69	278,600	346,100	393,400	431,500	
70	279,400	346,800	393,700	431,700	
71	280,300	347,500	394,000	431,900	
72	281,100	348,200	394,300	432,100	
73	281,800	348,500	394,700	432,300	
74	282,700	349,100	395,000		
75	283,500	349,700	395,400		
76	284,400	350,300	395,800		
77	285,000	350,600	396,000		
78	285,500	351,100	396,200		
79	286,300	351,600	396,400		
80	287,100	352,100	396,600		
81	287,900	352,500	396,800		
82	288,800	353,000	397,000		
83	289,700	353,400	397,200		
84	290,500	353,900	397,400		
85	291,300	354,100	397,600		
86	292,200	354,600	397,800		
87	293,100	355,000	398,000		
88	293,900	355,500	398,200		
89	294,700	355,800	398,400		
90	295,600	356,300			
91	296,400	356,800			
92	297,100	357,300			
93	297,800	357,500			
94	298,500	357,700			
95	299,100	358,200			
96	299,700	358,700			
97	300,400	358,900			
98	300,900	359,300			
99	301,300	359,700			
100	302,000	359,900			
101	302,600	360,100			
102	303,100	360,300			
103	303,600	360,500			
104	304,100	360,700			
105	304,500	361,000			
106	304,700	361,200			
107	304,900	361,400			
108	305,100	361,600			

	109	305,300	361,800						
	110	305,500	362,000						
	111	305,700	362,200						
	112	305,900	362,400						
	113	306,100	362,600						
	114	306,300							
	115	306,500							
	116	306,700							
	117	306,900							
	118	307,200							
	119	307,500							
	120	307,800							
	121	308,100							
	122	308,500							
	123	308,900							
	124	309,100							
	125	309,300							
	126	309,700							
	127	309,900							
	128	310,100							
	129	310,300							
	130	310,500							
	131	310,700							
	132	310,900							
	133	311,100							
	134	311,300							
	135	311,500							
	136	311,700							
	137	311,900							
	138	312,100							
	139	312,300							
	140	312,500							
	141	312,700							
	142	312,900							
	143	313,100							
	144	313,300							
	145	313,500							
	146	313,700							
	147	313,900							
	148	314,100							
	149	314,300							
	150	314,500							
	151	314,700							
	152	314,900							
	153	315,100							
	154	315,300							
	155	315,500							
	156	315,700							
	157	315,900							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		226,100	255,200	278,900	305,600	374,800	391,500	408,300	461,500

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員(附則第3項に規定する職員を除く。)に適用する。
- 2 職務の級が8級である職員のうち、本庁の部長その他人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に5,000円を加算した額とする。

研究職給料表

職員 の 区分	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円
	1	201,100	335,100	370,100	418,500
	2	202,200	337,300	371,700	421,200
	3	203,400	339,600	373,100	423,800
	4	204,500	341,700	374,600	426,400
	5	205,600	343,900	375,900	428,800
	6	206,900	346,000	377,900	431,300
	7	208,200	348,100	379,800	433,900
	8	209,500	350,100	381,800	436,400
	9	210,600	351,800	383,600	438,700
	10	212,400	353,300	385,200	441,100
	11	214,000	354,900	386,900	443,700
	12	215,600	356,400	388,700	446,200
	13	217,100	358,000	390,300	448,800
	14	219,100	359,700	390,700	451,500
	15	221,000	361,400	391,100	454,200
	16	222,800	362,900	391,400	456,900
	17	224,400	364,800	391,700	459,600
	18	226,900	366,300	393,200	462,400
	19	228,900	368,000	394,800	465,200
	20	230,900	369,600	396,400	467,800
	21	233,700	371,300	398,000	470,500
	22	236,100	372,500	399,900	473,000
	23	238,400	373,800	401,700	475,400
	24	240,600	375,100	403,500	477,800
	25	242,800	376,300	405,200	480,300
	26	244,800	377,500	406,800	482,900
	27	246,800	378,700	408,300	485,400
	28	248,900	379,800	409,800	488,000
	29	260,500	380,900	411,400	490,400
	30	261,700	382,100	413,000	492,800
	31	262,800	383,200	414,700	495,200
	32	263,900	384,300	416,400	497,600
	33	265,100	385,400	418,000	499,900
	34	266,500	386,400	419,600	502,300
	35	267,900	387,400	421,200	504,700
	36	269,300	388,400	422,800	507,100
	37	270,700	389,400	424,600	509,600
	38	272,400	390,700	426,100	511,900
	39	274,100	392,000	427,600	514,100
	40	275,700	393,200	429,100	516,400
	41	276,900	394,200	430,500	518,900
	42	279,800	395,400	431,900	520,800
	43	282,600	396,700	433,200	522,500
	44	285,400	397,900	434,500	524,400
	45	287,800	399,000	436,100	526,100
	46	289,800	400,000	437,600	527,400
	47	291,700	401,000	439,200	528,500
	48	293,600	402,000	440,800	529,700
	49	295,500	402,900	441,900	531,000
	50	297,600	403,700	443,400	532,200
	51	299,700	404,300	444,900	533,200
	52	301,800	404,900	446,400	534,400

53	303,700	405,500	447,900	535,400
54	305,200	406,300	449,300	536,100
55	306,700	407,100	450,700	536,700
56	308,200	407,900	452,000	537,400
57	309,700	408,400	453,100	538,000
58	311,000	409,200	454,300	538,600
59	312,400	410,000	455,400	539,200
60	313,800	410,800	456,500	539,800
61	315,100	411,500	457,400	540,600
62	316,100	412,200	458,000	541,200
63	317,200	412,900	458,600	541,800
64	318,200	413,600	459,200	542,400
65	318,700	414,100	459,600	543,200
66	319,200	414,700	460,100	543,800
67	319,700	415,300	460,500	544,500
68	320,100	415,900	461,000	545,300
69	320,500	416,500	461,200	546,200
70	321,000	416,700	461,600	546,900
71	321,500	416,900	462,000	547,600
72	322,000	417,200	462,400	548,300
73	322,400	417,400	462,600	549,100
74	322,900	417,700	462,800	
75	323,400	418,000	463,100	
76	323,900	418,400	463,400	
77	324,300	418,700	463,600	
78	325,000	418,900	463,900	
79	325,600	419,100	464,300	
80	326,200	419,300	464,700	
81	326,800	419,500	464,900	
82	327,400	419,800		
83	328,100	420,100		
84	328,800	420,300		
85	329,400	420,600		
86	330,000	420,900		
87	330,600	421,200		
88	331,200	421,500		
89	331,800	421,700		
90	332,500	422,000		
91	333,200	422,300		
92	333,900	422,600		
93	334,600	422,800		
94	335,400			
95	336,100			
96	336,900			
97	337,500			
98	338,100			
99	338,800			
100	339,500			
101	340,200			
102	340,900			
103	341,600			
104	342,300			
105	342,900			
106	343,500			
107	344,100			
108	344,600			

	109	345,100			
	110	345,400			
	111	345,700			
	112	346,100			
	113	346,300			
	114	346,600			
	115	346,900			
	116	347,200			
	117	347,500			
	118	347,900			
	119	348,300			
	120	348,800			
	121	349,300			
	122	349,800			
	123	350,300			
	124	350,800			
	125	351,200			
	126	351,700			
	127	352,100			
	128	352,600			
	129	353,200			
	130	353,700			
	131	354,200			
	132	354,700			
	133	355,000			
	134	355,500			
	135	355,900			
	136	356,400			
	137	356,800			
	138	357,300			
	139	357,800			
	140	358,300			
	141	358,900			
	142	359,300			
	143	359,700			
	144	360,000			
	145	360,400			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		273,600	299,400	342,900	403,100

備考

この表は、研究所、試験場等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

職員 の 区分	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	324,800	433,300	456,800	603,600	638,300
	2	327,300	435,200	458,800		
	3	329,800	437,100	460,600		
	4	332,300	438,900	462,400		
	5	334,600	440,700	463,900		
	6	337,300	442,600	466,200		
	7	339,900	444,400	468,300		
	8	342,500	446,200	470,500		
	9	345,200	447,800	472,200		
	10	348,600	449,800	474,100		
	11	352,200	451,700	476,000		
	12	355,800	453,600	477,800		
	13	359,400	455,100	479,500		
	14	363,400	456,600	481,300		
	15	367,500	458,100	482,900		
	16	371,400	459,600	484,500		
	17	374,600	461,200	486,000		
	18	378,900	462,500	487,800		
	19	383,100	463,700	489,600		
	20	387,400	465,000	491,300		
	21	391,300	466,300	493,000		
	22	394,300	467,800	494,900		
	23	397,400	469,300	496,900		
	24	400,500	470,800	498,900		
	25	402,700	472,300	500,700		
	26	404,500	473,900	502,700		
	27	406,200	475,500	504,700		
	28	408,000	477,100	506,800		
	29	409,800	478,600	508,900		
	30	410,500	480,200	510,700		
	31	411,200	481,800	512,500		
	32	411,900	483,500	514,300		
	33	412,500	485,200	516,000		
	34	413,200	486,400	517,600		
	35	413,900	487,600	519,300		
	36	414,700	488,800	521,000		
	37	415,500	489,900	522,600		
	38	416,300	491,400	523,900		
	39	417,100	492,900	525,200		
	40	417,900	494,400	526,700		
	41	418,600	495,800	528,100		
	42	419,200	496,700	529,500		
	43	419,700	497,600	530,900		
	44	420,200	498,600	532,200		
	45	420,700	499,600	533,500		
	46	421,200	500,500	535,100		
	47	421,700	501,400	536,700		
	48	422,200	502,300	538,300		
	49	422,700	503,100	539,800		
	50	423,200	503,700	541,000		
	51	423,700	504,300	542,200		
	52	424,100	504,900	543,400		

	53	424,500	505,500	544,600	
	54	424,900	506,100	545,700	
	55	425,300	506,700	546,700	
	56	425,700	507,300	547,700	
	57	426,000	507,900	548,700	
	58	426,300	508,400	549,600	
	59	426,600	508,800	550,500	
	60	426,900	509,200	551,400	
	61	427,200	509,500	552,100	
	62	427,500	510,100	552,700	
	63	427,700	510,700	553,400	
	64	427,900	511,300	554,000	
	65	428,100	511,700	554,700	
	66		512,300	555,400	
	67		512,900	556,200	
	68		513,500	557,000	
	69		514,000	557,900	
	70		514,600	558,600	
	71		515,200	559,300	
	72		515,800	560,000	
	73		516,000	560,500	
	74		516,200	561,000	
	75		516,400	561,300	
	76		516,600	561,600	
	77		516,800	562,000	
	78		517,000	562,600	
	79		517,200	563,100	
	80		517,400	563,600	
	81		517,600	564,000	
	82		517,800	564,600	
	83		518,000	565,200	
	84		518,200	565,800	
	85		518,400	566,000	
	86			566,300	
	87			566,600	
	88			566,900	
	89			567,200	
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		319,600	362,900	419,200	494,400
					597,200

備考

- この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 職務の級が5級である職員のうち、本庁の部長であるものの給料月額はこの表の額に5,000円を加算した額とする。

□ 医療職給料表（二）

職員 の 区分	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	202,300	286,800	326,900	376,900	396,700
	2	203,700	287,600	328,800	378,600	399,000
	3	205,100	288,400	330,600	380,400	401,300
	4	206,500	289,100	332,400	382,200	403,600
	5	207,700	289,600	334,300	384,000	406,000
	6	209,600	290,100	336,200	386,100	408,500
	7	211,400	290,600	338,100	388,100	411,000
	8	213,200	291,100	339,900	390,100	413,500
	9	214,800	291,600	341,600	392,100	416,100
	10	216,400	292,300	343,200	394,200	418,300
	11	218,100	293,000	344,700	396,200	420,600
	12	219,600	293,700	346,300	398,200	422,900
	13	220,900	294,200	347,800	400,000	424,800
	14	223,000	295,500	349,600	401,800	426,800
	15	225,000	296,800	351,400	403,300	428,600
	16	227,000	298,000	353,200	405,000	430,600
	17	228,900	299,200	355,100	406,700	432,300
	18	230,800	300,300	356,900	408,200	434,300
	19	232,700	301,500	358,700	409,700	436,300
	20	234,500	302,600	360,400	411,200	438,400
	21	236,400	303,700	362,100	412,600	440,200
	22	238,000	304,900	363,500	413,900	441,800
	23	239,500	306,100	365,000	415,100	443,200
	24	241,000	307,300	366,500	416,400	444,800
	25	246,500	308,400	368,000	417,300	446,400
	26	247,100	309,700	369,500	418,500	447,700
	27	247,900	311,000	371,000	419,700	449,000
	28	248,600	312,200	372,500	420,900	450,300
	29	249,300	313,400	373,900	421,800	451,500
	30	250,000	314,900	375,200	422,600	452,500
	31	250,700	316,400	376,500	423,400	453,500
	32	251,400	317,800	377,800	424,200	454,500
	33	252,100	319,200	379,000	424,700	455,500
	34	252,800	320,700	380,000	425,300	456,500
	35	253,500	322,100	381,000	425,900	457,500
	36	254,300	323,400	382,000	426,400	458,300
	37	254,900	324,700	382,900	426,600	459,000
	38	256,000	326,100	383,600	426,800	459,400
	39	257,100	327,500	384,400	427,000	459,800
	40	258,200	328,900	385,200	427,200	460,100
	41	259,400	330,300	385,900	427,400	460,300
	42	260,500	331,600	386,900	427,700	460,500
	43	261,600	332,900	387,900	427,900	460,700
	44	262,800	334,200	388,900	428,100	460,900
	45	263,500	335,400	389,600	428,300	461,100
	46	264,400	336,500	390,500	428,500	461,300
	47	265,200	337,600	391,400	428,700	461,500
	48	266,000	338,800	392,300	428,900	461,700
	49	266,800	340,000	392,800	429,100	461,900
	50	267,600	340,900	393,600	429,300	462,100
	51	268,400	341,800	394,400	429,500	462,300
	52	269,200	342,700	395,200	429,800	462,500

53	270,100	343,600	395,700	430,000	462,700
54	270,700	344,500	396,400	430,300	
55	271,300	345,300	397,100	430,500	
56	271,900	346,100	397,800	430,700	
57	272,600	346,700	398,400	430,900	
58	273,500	347,500	399,100	431,100	
59	274,300	348,300	399,700	431,300	
60	275,100	349,000	400,200	431,500	
61	275,800	349,500	400,400	431,700	
62	276,700	350,100	400,800		
63	277,500	350,700	401,100		
64	278,300	351,300	401,400		
65	279,100	351,700	401,800		
66	280,000	352,400	402,200		
67	280,900	353,100	402,500		
68	281,800	353,800	402,800		
69	282,700	354,300	403,100		
70	283,600	354,900	403,500		
71	284,400	355,500	404,000		
72	285,200	356,100	404,400		
73	285,800	356,400	404,600		
74	286,500	357,000	404,900		
75	287,200	357,600	405,200		
76	287,900	358,200	405,500		
77	288,500	358,400	405,800		
78	289,400	358,900	406,100		
79	290,200	359,400	406,400		
80	290,900	359,900	406,700		
81	291,600	360,100	407,000		
82	292,300	360,500	407,300		
83	292,900	360,900	407,600		
84	293,500	361,200	407,900		
85	294,100	361,400	408,200		
86	294,800	361,800	408,400		
87	295,500	362,200	408,600		
88	296,100	362,600	408,800		
89	296,800	363,100	409,000		
90	297,500	363,500			
91	298,200	363,900			
92	298,900	364,200			
93	299,500	364,400			
94	300,100	364,700			
95	300,600	365,000			
96	301,100	365,200			
97	301,700	365,400			
98	302,100	365,600			
99	302,500	365,800			
100	302,800	366,000			
101	303,100	366,200			
102	303,500	366,400			
103	303,900	366,600			
104	304,300	366,800			
105	304,500	367,000			
106	304,700				
107	304,900				
108	305,100				

	109	305,400				
	110	305,600				
	111	305,800				
	112	306,000				
	113	306,200				
	114	306,400				
	115	306,600				
	116	306,800				
	117	307,000				
	118	307,200				
	119	307,400				
	120	307,600				
	121	307,800				
	122	308,000				
	123	308,200				
	124	308,400				
	125	308,600				
	126	308,800				
	127	309,000				
	128	309,200				
	129	309,400				
	130	309,600				
	131	309,800				
	132	310,000				
	133	310,200				
	134	310,400				
	135	310,600				
	136	310,800				
	137	311,000				
	138	311,200				
	139	311,400				
	140	311,600				
	141	311,800				
	142	312,000				
	143	312,200				
	144	312,400				
	145	312,600				
	146	312,800				
	147	313,000				
	148	313,200				
	149	313,400				
	150	313,600				
	151	313,800				
	152	314,000				
	153	314,200				
	154	314,400				
	155	314,600				
	156	314,800				
	157	315,000				
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		226,400	259,000	286,700	340,000	383,100

備考

この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職員 の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	222,300	285,400	303,500	329,800	355,900
	2	223,700	286,900	304,200	330,900	357,900
	3	225,200	288,400	305,100	332,200	359,900
	4	226,600	289,800	305,900	333,500	361,900
	5	228,000	290,900	306,600	334,700	363,700
	6	229,500	291,400	307,600	336,200	365,700
	7	231,000	291,800	308,800	337,800	367,800
	8	232,500	292,200	309,900	339,400	369,700
	9	233,700	292,500	310,800	341,000	371,700
	10	235,300	292,700	311,600	342,300	373,300
	11	236,800	293,100	312,400	343,600	374,800
	12	238,300	293,600	313,300	344,900	376,300
	13	239,900	293,800	314,400	346,200	378,200
	14	242,000	294,000	315,300	347,600	380,000
	15	244,000	294,300	316,400	349,000	381,900
	16	246,200	294,600	317,500	350,500	383,800
	17	257,900	294,800	318,400	352,000	385,600
	18	260,400	295,000	319,400	353,500	387,500
	19	262,600	295,200	320,600	354,900	389,200
	20	264,900	295,400	321,800	356,200	391,200
	21	267,200	295,600	322,900	357,600	393,000
	22	268,600	296,100	324,300	358,900	395,000
	23	269,900	296,800	325,800	360,200	396,800
	24	271,200	297,300	327,200	361,500	398,800
	25	272,500	297,800	328,400	363,200	400,700
	26	272,700	298,700	329,700	364,800	402,300
	27	272,900	299,700	330,800	366,400	403,800
	28	273,100	300,700	331,900	368,000	405,300
	29	273,300	301,500	333,100	369,500	407,000
	30	273,700	302,300	334,400	371,100	408,900
	31	274,100	303,100	335,700	372,600	410,800
	32	274,500	304,000	337,000	374,200	412,600
	33	274,800	304,900	338,200	375,500	414,300
	34	275,400	305,800	339,400	376,800	416,000
	35	276,000	306,700	340,700	378,200	417,800
	36	276,600	307,600	341,800	379,700	419,600
	37	277,200	308,400	342,800	381,200	421,300
	38	278,400	309,100	343,800	382,200	423,100
	39	279,700	309,800	344,900	383,400	424,900
	40	281,100	310,600	345,900	384,500	426,700
	41	282,900	311,500	347,100	385,800	428,300
	42	283,600	312,500	348,200	387,200	429,800
	43	284,300	313,800	349,400	388,500	431,400
	44	285,000	315,100	350,600	389,800	433,000
	45	285,500	316,200	351,800	391,200	434,100
	46	285,800	317,300	353,000	392,400	435,300
	47	286,100	318,300	354,200	393,600	436,500
	48	286,400	319,200	355,500	394,800	437,700
	49	286,800	320,000	356,200	395,900	438,900
	50	287,000	321,100	357,400	396,900	440,100
	51	287,200	322,200	358,500	397,900	441,300
	52	287,400	323,300	359,600	398,900	442,500

53	287,700	324,400	360,600	399,700	443,500
54	287,900	325,400	361,500	400,400	444,500
55	288,100	326,500	362,500	401,100	445,500
56	288,300	327,400	363,400	401,600	446,400
57	288,500	328,500	364,500	402,000	447,200
58	289,100	329,500	365,700	402,300	447,900
59	289,600	330,500	366,900	402,700	448,600
60	290,100	331,400	368,100	403,100	449,200
61	290,700	332,500	368,900	403,400	449,700
62	291,500	333,400	370,000	403,700	450,200
63	292,300	334,500	371,100	404,100	450,700
64	293,100	335,600	372,200	404,500	451,100
65	293,800	336,500	373,000	404,800	451,400
66	294,600	337,600	374,100	405,100	451,800
67	295,400	338,700	375,100	405,400	452,200
68	296,200	339,800	376,200	405,700	452,500
69	297,000	340,500	377,100	405,900	452,800
70	298,000	341,500	377,900	406,100	
71	299,000	342,400	378,700	406,300	
72	300,000	343,300	379,500	406,500	
73	300,900	344,300	380,300	406,700	
74	301,600	345,100	380,700	406,900	
75	302,400	346,000	381,200	407,100	
76	303,200	346,900	381,700	407,300	
77	304,000	347,800	382,100	407,500	
78	305,100	349,000	382,500	407,700	
79	306,200	350,200	382,900	407,900	
80	307,300	351,400	383,300	408,100	
81	308,300	352,500	383,700	408,300	
82	309,300	353,600	384,000	408,500	
83	310,300	354,700	384,300	408,700	
84	311,300	355,800	384,600	408,900	
85	312,200	356,800	384,800	409,100	
86	313,300	357,800	385,100	409,300	
87	314,400	358,800	385,300	409,500	
88	315,500	359,800	385,500	409,700	
89	316,700	360,600	385,700	409,900	
90	317,700	361,300	385,900		
91	318,700	362,100	386,100		
92	319,600	362,900	386,300		
93	320,400	363,600	386,500		
94	321,300	364,200	386,700		
95	322,200	364,800	386,900		
96	323,000	365,400	387,100		
97	323,900	365,800	387,300		
98	324,800	366,300	387,500		
99	325,800	366,700	387,700		
100	326,800	367,200	387,900		
101	327,700	367,700	388,100		
102	328,800	368,000	388,300		
103	329,800	368,400	388,500		
104	330,700	368,800	388,700		
105	331,300	369,300	388,900		
106	331,900	369,700			
107	332,400	370,100			
108	333,000	370,500			

	109	333,500	370,800			
	110	333,900	371,200			
	111	334,300	371,600			
	112	334,600	372,000			
	113	334,900	372,300			
	114	335,400	372,600			
	115	335,900	372,900			
	116	336,400	373,200			
	117	336,900	373,500			
	118	337,400	373,800			
	119	337,900	374,100			
	120	338,400	374,400			
	121	338,800	374,700			
	122	339,200	375,000			
	123	339,500	375,200			
	124	339,800	375,400			
	125	340,000	375,600			
	126	340,300				
	127	340,600				
	128	340,900				
	129	341,300				
	130	341,600				
	131	341,900				
	132	342,200				
	133	342,400				
	134	342,700				
	135	343,000				
	136	343,300				
	137	343,500				
	138	343,800				
	139	344,100				
	140	344,400				
	141	344,600				
	142	344,900				
	143	345,200				
	144	345,500				
	145	345,800				
	146	346,100				
	147	346,400				
	148	346,700				
	149	347,000				
	150	347,200				
	151	347,400				
	152	347,600				
	153	347,800				
	154	348,000				
	155	348,200				
	156	348,400				
	157	348,600				
	158	348,800				
	159	349,000				
	160	349,200				
	161	349,400				
	162	349,600				
	163	349,800				
	164	350,000				
	165	350,200				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		271,100	277,900	288,400	305,100	342,800

備考

この表は、保健所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表

イ 高等学校等教育職給料表

職員 の 区分	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	214,600	249,800	313,300	417,900	487,800
	2	216,100	252,600	315,200	419,300	489,300
	3	217,600	255,300	317,100	420,700	490,800
	4	219,100	257,900	319,000	422,100	492,300
	5	221,000	260,700	320,900	423,600	493,700
	6	222,900	262,300	322,100	424,900	494,500
	7	224,800	263,900	323,300	426,300	495,300
	8	226,700	265,400	324,600	427,700	496,000
	9	228,600	266,900	325,900	428,900	496,900
	10	230,700	267,300	328,000	430,200	497,700
	11	232,700	267,800	330,000	431,600	498,500
	12	234,600	268,300	332,000	433,000	499,300
	13	236,400	268,800	333,700	434,100	499,900
	14	238,900	269,700	335,800	435,600	500,700
	15	241,300	270,600	337,800	437,100	501,500
	16	243,800	271,500	339,800	438,700	502,300
	17	246,300	272,400	342,000	440,300	503,200
	18	248,900	273,600	343,900	441,800	504,000
	19	251,300	274,800	346,000	443,400	504,600
	20	253,700	275,900	348,100	445,000	505,200
	21	256,100	276,700	350,200	446,600	505,800
	22	257,700	279,300	352,100	448,200	506,400
	23	259,200	282,000	354,000	449,800	507,000
	24	260,700	284,700	355,800	451,300	507,600
	25	262,100	287,300	357,600	452,800	508,200
	26	262,500	289,400	359,300	454,100	508,800
	27	262,900	291,400	360,900	455,400	509,400
	28	263,300	293,300	362,500	456,700	510,000
	29	263,600	294,900	364,200	458,100	510,600
	30	264,300	296,600	366,000	459,300	
	31	264,900	298,300	367,800	460,400	
	32	265,600	300,100	369,600	461,600	
	33	266,300	301,800	371,400	462,900	
	34	267,400	303,700	373,200	464,100	
	35	268,400	305,600	375,000	465,500	
	36	269,400	307,500	376,800	467,000	
	37	269,900	309,300	378,500	468,400	
	38	271,400	310,500	380,200	469,900	
	39	272,900	311,700	382,100	471,400	
	40	274,400	312,800	383,900	472,900	
	41	276,200	313,900	385,900	474,300	
	42	276,800	315,900	387,700	475,200	
	43	277,400	317,900	389,700	476,100	
	44	278,100	319,800	391,600	477,000	
	45	278,700	321,500	393,600	477,600	
	46	279,500	323,400	395,400	478,500	
	47	280,300	325,300	397,300	479,400	
	48	281,000	327,200	399,100	480,100	
	49	281,700	328,900	401,100	480,600	
	50	282,400	330,900	402,800	481,100	
	51	283,200	332,900	404,500	481,600	
	52	284,000	334,800	406,300	482,100	

53	284,700	336,700	407,900	482,500
54	285,300	338,700	409,500	483,100
55	286,000	340,700	411,100	483,500
56	286,600	342,600	412,700	483,900
57	287,200	344,500	414,300	484,200
58	287,900	346,200	415,600	484,600
59	288,700	347,900	416,900	485,000
60	289,400	349,600	418,200	485,400
61	290,200	351,400	419,400	485,800
62	291,000	353,300	420,600	
63	291,800	355,200	421,900	
64	292,500	357,100	423,200	
65	293,400	359,000	424,300	
66	294,400	360,800	425,700	
67	295,400	362,700	427,000	
68	296,200	364,800	428,400	
69	297,100	366,400	429,800	
70	297,900	368,200	431,200	
71	298,800	370,100	432,600	
72	299,500	372,000	434,000	
73	300,300	373,900	435,200	
74	301,000	375,800	436,600	
75	301,700	377,700	438,000	
76	302,500	379,600	439,400	
77	303,300	381,500	440,600	
78	304,000	383,300	441,700	
79	304,800	385,100	442,900	
80	305,600	387,000	444,000	
81	306,400	389,000	445,000	
82	307,300	390,600	445,700	
83	308,200	392,200	446,400	
84	309,000	393,800	447,100	
85	309,600	395,500	447,700	
86	310,400	396,900	448,400	
87	311,100	398,300	449,100	
88	311,900	399,700	449,800	
89	312,800	401,000	450,300	
90	313,600	402,300	450,900	
91	314,500	403,600	451,500	
92	315,400	404,900	452,100	
93	316,000	406,200	452,600	
94	316,900	407,300	452,800	
95	317,800	408,500	453,000	
96	318,600	409,700	453,200	
97	319,400	410,900	453,400	
98	320,200	412,100	453,600	
99	321,000	413,300	453,800	
100	321,800	414,600	454,000	
101	322,500	415,800	454,200	
102	323,300	416,900	454,400	
103	324,100	418,000	454,600	
104	324,900	419,100	454,800	
105	325,600	420,000	455,000	
106	326,400	421,100	455,200	
107	327,100	422,200	455,400	
108	327,800	423,300	455,600	

109	328,300	424,100	455,800		
110	328,800	424,900			
111	329,300	425,800			
112	329,800	426,600			
113	330,300	427,300			
114	330,800	427,800			
115	331,300	428,200			
116	331,800	428,500			
117	332,200	428,700			
118	332,700	429,100			
119	333,200	429,500			
120	333,700	429,900			
121	334,100	430,300			
122	334,600	430,500			
123	335,000	430,700			
124	335,400	431,000			
125	335,900	431,300			
126	336,300	431,500			
127	336,700	431,700			
128	336,900	431,900			
129	337,100	432,100			
130	337,300	432,300			
131	337,500	432,500			
132	337,700	432,700			
133	337,900	432,900			
134	338,100	433,100			
135	338,300	433,300			
136	338,500	433,500			
137	338,700	433,700			
138	338,900	433,900			
139	339,100	434,100			
140	339,300	434,300			
141	339,500	434,500			
142	339,700	434,700			
143	339,900	434,900			
144	340,100	435,100			
145	340,300	435,300			
146	340,500	435,500			
147	340,700	435,700			
148	340,900	435,900			
149	341,100	436,100			
150	341,300				
151	341,500				
152	341,700				
153	341,900				
154	342,100				
155	342,300				
156	342,500				
157	342,700				
158	342,900				
159	343,100				
160	343,300				
161	343,500				
162	343,700				
163	343,900				
164	344,100				

	165	344,300				
	166	344,500				
	167	344,700				
	168	344,900				
	169	345,100				
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		246,300	289,900	319,500	348,300	434,900

備考

- この表は、高等学校若しくは特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員又は学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるもの並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- この表の1級の165号給から169号給までは、人事委員会規則で定める講師及び養護助教諭のみに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

□ 小学校・中学校教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	214,600	231,500	313,300	403,000	453,200
	2	216,100	233,600	315,200	404,400	454,200
	3	217,600	235,700	317,100	405,700	455,200
	4	219,100	237,700	319,000	407,000	456,400
	5	221,000	239,700	320,900	408,300	457,400
	6	222,900	242,200	322,100	409,800	458,300
	7	224,800	244,600	323,300	411,200	459,100
	8	226,700	247,000	324,600	412,700	460,000
	9	228,600	249,800	325,900	414,200	461,100
	10	230,700	252,600	328,000	415,600	461,900
	11	232,700	255,300	330,000	416,900	462,700
	12	234,600	257,900	332,000	418,200	463,600
	13	236,400	260,700	333,700	419,500	464,400
	14	238,900	262,300	335,800	420,600	465,100
	15	241,300	263,900	337,800	421,700	465,800
	16	243,800	265,400	339,800	422,800	466,400
	17	246,300	266,900	342,000	424,100	466,900
	18	248,900	267,300	343,900	424,800	467,600
	19	251,300	267,800	346,000	425,600	468,300
	20	253,700	268,300	348,100	426,300	469,000
	21	256,100	268,800	350,200	427,000	469,500
	22	257,700	269,700	352,100	428,400	470,200
	23	259,200	270,600	354,000	429,800	470,900
	24	260,700	271,500	355,800	431,200	471,600
	25	262,100	272,400	357,600	432,200	472,200
	26	262,400	273,600	359,300	433,400	472,900
	27	262,700	274,800	360,900	434,600	473,600
	28	263,100	275,900	362,500	435,800	474,300
	29	263,500	276,700	364,200	436,600	474,800
	30	264,200	279,300	366,000	437,800	475,500
	31	264,900	282,000	367,800	439,000	476,200
	32	265,600	284,700	369,600	440,200	476,900
	33	266,300	287,300	371,200	441,100	477,500
	34	267,200	289,400	372,900	441,700	478,200
	35	268,000	291,400	374,500	442,300	478,900
	36	268,800	293,300	376,100	442,900	479,600
	37	269,300	294,900	377,700	443,500	480,100
	38	270,800	296,600	379,200	444,100	
	39	272,200	298,300	380,700	444,700	
	40	273,600	300,100	382,200	445,300	
	41	275,000	301,800	383,800	445,700	
	42	275,700	303,700	385,100	446,200	
	43	276,400	305,600	386,400	446,700	
	44	277,000	307,500	387,700	447,200	
	45	277,600	309,300	389,100	447,600	
	46	278,500	310,500	390,400	447,900	
	47	279,400	311,700	391,700	448,200	
	48	280,200	312,800	393,000	448,500	
	49	280,600	313,900	394,400	448,900	
	50	281,400	315,900	395,600	449,200	
	51	282,200	317,900	396,800	449,500	
	52	283,000	319,800	398,000	449,800	

53	283,600	321,500	399,400	450,000
54	284,400	323,400	400,500	450,300
55	285,100	325,300	401,600	450,600
56	285,700	327,200	402,700	450,900
57	286,300	328,900	403,800	451,200
58	287,000	330,900	404,800	451,500
59	287,600	332,900	405,900	451,800
60	288,100	334,800	407,000	452,100
61	288,800	336,700	407,900	452,400
62	289,500	338,700	408,700	452,600
63	290,200	340,700	409,500	452,800
64	290,800	342,600	410,300	453,000
65	291,500	344,500	411,200	453,200
66	292,400	346,200	412,400	453,400
67	293,300	347,900	413,600	453,600
68	294,100	349,600	414,800	453,800
69	295,000	351,400	415,800	454,000
70	295,900	353,300	416,900	454,200
71	296,700	355,200	418,000	454,400
72	297,500	357,100	419,100	454,600
73	298,200	359,000	419,900	454,800
74	298,900	360,800	420,900	
75	299,600	362,700	421,900	
76	300,300	364,800	422,900	
77	300,900	366,400	423,800	
78	301,600	367,900	424,600	
79	302,400	369,300	425,400	
80	303,200	370,900	426,200	
81	303,900	372,500	426,900	
82	304,800	373,800	427,600	
83	305,600	375,200	428,300	
84	306,400	376,600	429,000	
85	307,200	378,000	429,600	
86	307,900	379,400	430,000	
87	308,500	380,800	430,400	
88	309,100	382,100	430,800	
89	309,700	383,500	431,200	
90	310,200	384,800	431,500	
91	310,700	386,000	431,800	
92	311,200	387,200	432,100	
93	311,600	388,400	432,500	
94	312,100	389,500	432,800	
95	312,600	390,600	433,100	
96	313,000	391,700	433,400	
97	313,400	392,600	433,600	
98	314,000	393,300	433,800	
99	314,600	394,200	434,000	
100	315,200	395,100	434,200	
101	315,800	396,100	434,400	
102	316,000	396,900	434,600	
103	316,200	397,700	434,800	
104	316,400	398,400	435,000	
105	316,700	399,200	435,200	
106	316,900	400,200	435,400	
107	317,100	401,100	435,600	
108	317,300	402,100	435,800	

	109	317,500	402,900	436,000		
	110	317,700	403,900	436,200		
	111	317,900	404,900	436,400		
	112	318,100	405,900	436,600		
	113	318,300	406,500	436,800		
	114	318,600	407,400			
	115	318,900	408,300			
	116	319,200	409,200			
	117	319,400	410,100			
	118	319,700	410,900			
	119	320,000	411,700			
	120	320,200	412,500			
	121	320,400	413,300			
	122	320,600	414,100			
	123	320,800	414,800			
	124	321,000	415,600			
	125	321,200	415,900			
	126	321,400	416,300			
	127	321,600	416,900			
	128	321,800	417,200			
	129	322,000	417,700			
	130	322,200	418,100			
	131	322,400	418,700			
	132	322,600	419,100			
	133	322,800	419,400			
	134	323,000	419,800			
	135	323,200	420,200			
	136	323,400	420,600			
	137	323,600	421,000			
	138	323,800	421,400			
	139	324,000	421,800			
	140	324,200	422,200			
	141	324,400	422,600			
	142	324,600	422,900			
	143	324,800	423,200			
	144	325,000	423,500			
	145	325,200	423,700			
	146	325,400	424,000			
	147	325,600	424,300			
	148	325,800	424,600			
	149	326,000	424,900			
	150	326,200	425,100			
	151	326,400	425,300			
	152	326,600	425,500			
	153	326,800	425,700			
	154	327,000	425,900			
	155	327,200	426,100			
	156	327,400	426,300			
	157	327,600	426,500			
	158		426,700			
	159		426,900			
	160		427,100			
	161		427,300			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		237,500	287,100	314,800	341,900	424,600

備考

- この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭(高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員を除く。)並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

公安職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	227,900	269,900	294,000	321,800	371,600	435,500	443,600	449,200
	2	229,600	271,800	294,800	322,400	373,500	437,100	445,700	451,200
	3	231,400	273,700	295,500	323,500	375,300	439,000	447,300	452,800
	4	233,100	275,600	296,200	324,300	377,300	440,400	448,600	454,100
	5	234,600	277,200	296,700	325,600	378,900	441,900	449,900	455,600
	6	236,500	278,100	298,100	326,800	381,000	443,300	451,400	457,200
	7	238,300	278,900	299,500	328,300	383,000	444,700	453,200	459,000
	8	240,200	279,800	300,900	330,100	385,000	446,100	454,800	460,600
	9	241,500	280,700	302,200	332,200	387,000	447,600	456,100	461,800
	10	243,100	281,600	302,800	333,200	389,000	449,200	457,800	463,500
	11	244,800	282,500	303,400	334,700	391,000	450,800	459,200	465,100
	12	246,400	283,200	303,900	336,300	392,900	452,400	460,900	466,800
	13	248,200	283,700	304,400	338,400	394,800	453,600	462,100	467,800
	14	250,600	284,300	305,100	339,400	396,800	455,300	463,900	469,200
	15	253,000	285,100	305,800	341,000	398,700	457,000	465,700	470,800
	16	255,400	286,100	306,500	342,600	400,700	458,700	467,400	472,600
	17	257,800	286,500	307,300	344,800	402,400	460,000	468,900	473,900
	18	260,100	287,800	307,700	345,900	404,400	461,600	470,700	475,600
	19	262,400	289,000	308,100	347,500	406,300	463,100	472,500	477,300
	20	264,800	290,300	308,600	349,200	408,100	464,300	474,200	479,100
	21	267,300	291,600	309,100	351,300	409,800	465,400	475,600	480,600
	22	269,100	291,900	309,700	353,000	411,900	465,900	477,300	482,200
	23	270,800	292,200	310,300	354,900	413,900	466,300	478,900	483,800
	24	272,500	292,400	310,900	356,800	416,000	466,700	480,600	485,400
	25	273,700	292,800	312,200	358,700	417,400	466,900	481,900	486,700
	26	274,200	293,200	312,600	360,400	419,800	467,300	483,300	488,100
	27	274,900	293,700	313,500	362,100	421,900	467,700	484,700	489,400
	28	275,600	294,100	314,300	363,900	423,600	468,100	486,100	490,800
	29	276,200	294,500	315,500	365,500	425,200	468,500	487,100	492,000
	30	277,400	295,000	316,400	367,400	426,700	468,900	487,700	492,700
	31	278,600	295,500	317,800	369,200	428,500	469,300	488,200	493,400
	32	279,700	295,900	319,300	371,000	430,000	469,700	488,800	494,100
	33	280,800	296,400	321,400	372,800	431,600	470,100	489,200	494,400
	34	281,600	296,800	322,000	374,600	433,100	470,400	489,800	495,100
	35	282,400	297,200	323,200	376,300	434,600	470,700	490,300	495,800
	36	283,100	297,500	324,400	377,900	436,200	471,000	490,800	496,400
	37	283,600	298,000	326,100	379,700	437,700	471,300	491,200	496,800
	38	284,800	298,500	326,600	381,400	439,100	471,600	491,700	497,500
	39	286,000	299,000	327,700	383,100	440,600	471,900	492,200	498,200
	40	287,200	299,400	328,900	384,700	442,100	472,200	492,700	498,900
	41	288,400	299,900	330,900	386,300	443,600	472,500	492,900	499,400
	42	289,200	300,800	331,400	388,000	444,900	472,800	493,300	500,100
	43	290,000	301,700	332,600	389,600	446,100	473,100	493,800	500,500
	44	290,900	302,600	333,700	391,100	447,400	473,300	494,200	500,800
	45	291,300	303,400	335,600	392,800	448,400	473,600	494,400	501,000
	46	291,600	304,400	336,900	394,800	449,200	473,900	494,900	501,300
	47	291,900	305,400	338,200	396,700	449,800	474,200	495,400	501,600
	48	292,300	306,400	339,500	398,500	450,600	474,500	495,900	501,900
	49	292,700	307,400	341,000	399,800	451,000	474,800	496,300	502,300
	50	293,100	308,400	342,300	401,500	451,400	475,100	496,600	502,600
	51	293,500	309,300	343,600	403,100	451,700	475,400	496,900	502,900
	52	293,900	310,100	344,900	404,700	452,000	475,700	497,200	503,200

53	294,300	311,100	346,200	406,100	452,200	476,000	497,500	503,500
54	294,700	312,100	347,600	406,900	452,500	476,300	497,800	503,800
55	295,000	313,000	349,100	408,000	452,800	476,600	498,100	504,100
56	295,400	314,000	350,500	409,000	453,100	476,900	498,400	504,400
57	295,900	315,100	351,700	410,100	453,400	477,200	498,700	504,700
58	296,500	316,500	353,100	411,100	453,700		499,000	505,000
59	297,000	317,800	354,600	412,200	454,000		499,300	505,300
60	297,500	319,100	356,100	413,300	454,300		499,600	505,600
61	298,000	320,400	357,100	414,400	454,600		499,900	505,900
62	298,900	321,700	358,400	415,200	454,900			
63	299,800	323,000	359,700	416,000	455,200			
64	300,700	324,300	361,000	416,800	455,500			
65	301,500	325,600	362,400	417,300	455,800			
66	302,400	326,900	363,600	418,000	456,100			
67	303,300	328,200	364,800	418,600	456,400			
68	304,200	329,500	366,000	419,300	456,700			
69	305,000	330,700	367,300	419,700	457,000			
70	306,000	331,800	368,700	420,400	457,300			
71	306,900	332,900	370,000	421,100	457,600			
72	307,800	334,000	371,400	421,800	457,900			
73	308,600	335,100	372,300	422,100	458,100			
74	309,300	336,400	373,700	422,600	458,400			
75	310,000	337,700	375,100	423,100	458,700			
76	310,800	339,000	376,400	423,700	459,000			
77	311,600	340,300	377,500	424,200	459,300			
78	312,800	341,700	378,700	424,500	459,600			
79	313,900	343,100	380,100	424,800	459,900			
80	315,000	344,500	381,300	425,100	460,200			
81	316,100	345,800	382,500	425,300	460,500			
82	317,100	347,300	383,500	425,600	460,800			
83	318,100	348,700	384,600	425,900	461,100			
84	319,000	350,200	385,800	426,200	461,400			
85	319,900	351,700	386,800	426,500	461,700			
86	321,100	353,200	388,000	426,800	462,000			
87	322,300	354,700	389,200	427,100	462,300			
88	323,500	356,200	390,300	427,400	462,600			
89	324,600	357,300	391,600	427,600	462,900			
90	325,700	358,500	392,100	428,000				
91	326,800	359,800	392,600	428,400				
92	327,900	361,000	393,200	428,800				
93	329,000	362,200	393,700	429,100				
94	330,100	363,700	394,200	429,500				
95	331,200	365,100	394,800	429,900				
96	332,300	366,400	395,400	430,300				
97	333,400	367,700	395,800	430,600				
98	334,500	368,900	396,300	431,000				
99	335,600	370,100	396,800	431,400				
100	336,700	371,300	397,300	431,800				
101	337,700	372,500	397,500	432,300				
102	338,900	373,600	398,100	432,600				
103	340,100	374,700	398,700	432,900				
104	341,400	375,800	399,300	433,200				
105	342,700	376,900	399,800	433,500				
106	343,900	377,400	400,300	433,700				
107	345,100	378,000	400,700	434,000				
108	346,300	378,600	401,200	434,300				

	109	347,400	379,200	401,600	434,600				
	110	348,400	379,800	402,000	434,900				
	111	349,400	380,400	402,400	435,200				
	112	350,400	381,000	402,700	435,500				
	113	351,400	381,200	403,000	435,800				
	114	352,500	381,800	403,200					
	115	353,600	382,400	403,400					
	116	354,700	383,000	403,800					
	117	355,600	383,300	404,100					
	118	356,400	383,900	404,500					
	119	357,400	384,400	404,900					
	120	358,400	384,900	405,300					
	121	359,400	385,100	405,600					
	122	360,300	385,500	406,000					
	123	361,100	386,000	406,400					
	124	361,900	386,500	406,800					
	125	362,800	386,800	407,000					
	126	363,300	387,200	407,400					
	127	363,700	387,600	407,800					
	128	364,100	388,000	408,200					
	129	364,300	388,300	408,500					
	130	364,500	388,500	408,900					
	131	364,900	388,800	409,300					
	132	365,300	389,100	409,600					
	133	365,600	389,300	409,900					
	134	365,900	389,500	410,300					
	135	366,200	389,800	410,700					
	136	366,500	390,100	411,100					
	137	366,800	390,300	411,400					
	138	367,200	390,600	411,800					
	139	367,600	391,000	412,200					
	140	367,900	391,400	412,600					
	141	368,400	391,600	412,900					
	142	368,600	391,900						
	143	369,000	392,300						
	144	369,200	392,700						
	145	369,400	392,900						
	146	369,600							
	147	369,900							
	148	370,200							
	149	370,400							
	150	370,800							
	151	371,200							
	152	371,600							
	153	371,800							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		263,400	275,800	288,500	305,200	321,900	361,200	397,100	430,100

備考

この表は、警察官に適用する。

指定職給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	738,000
2	797,000
3	857,000
4	937,000
5	1,010,000
6	1,082,000
7	1,159,000
8	1,229,000

備考 この表は、人事委員会規則で定める職員に適用する。

別記第2

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	423,000
2	488,000
3	556,000
4	642,000
5	748,000
6	856,000

同条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	352,000
2	390,000
3	420,000

別記第3

一般職の任期付職員の採用等に関する条例
第7条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	402,000
2	450,000
3	506,000
4	574,000
5	653,000
6	763,000
7	895,000

別記第 4

教育職給料表

イ 高等学校等教育職給料表

職員 の 区分	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	214,600	249,800	333,700	417,900	487,800
	2	216,100	252,600	335,800	419,300	489,300
	3	217,600	255,300	337,800	420,700	490,800
	4	219,100	257,900	339,800	422,100	492,300
	5	221,000	260,700	342,000	423,600	493,700
	6	222,900	262,300	343,900	424,900	494,500
	7	224,800	263,900	346,000	426,300	495,300
	8	226,700	265,400	348,100	427,700	496,000
	9	228,600	266,900	350,200	428,900	496,900
	10	230,700	267,300	352,100	430,200	497,700
	11	232,700	267,800	354,000	431,600	498,500
	12	234,600	268,300	355,800	433,000	499,300
	13	236,400	268,800	357,600	434,100	499,900
	14	238,900	269,700	359,300	435,600	500,700
	15	241,300	270,600	360,900	437,100	501,500
	16	243,800	271,500	362,500	438,700	502,300
	17	246,300	272,400	364,200	440,300	503,200
	18	248,900	273,600	366,000	441,800	504,000
	19	251,300	274,800	367,800	443,400	504,600
	20	253,700	275,900	369,600	445,000	505,200
	21	256,100	276,700	371,400	446,600	505,800
	22	257,700	279,300	373,200	448,200	506,400
	23	259,200	282,000	375,000	449,800	507,000
	24	260,700	284,700	376,800	451,300	507,600
	25	262,100	287,300	378,500	452,800	508,200
	26	262,500	289,400	380,200	454,100	508,800
	27	262,900	291,400	382,100	455,400	509,400
	28	263,300	293,300	383,900	456,700	510,000
	29	263,600	294,900	385,900	458,100	510,600
	30	264,300	296,600	387,700	459,300	
	31	264,900	298,300	389,700	460,400	
	32	265,600	300,100	391,600	461,600	
	33	266,300	301,800	393,600	462,900	
	34	267,400	303,700	395,400	464,100	
	35	268,400	305,600	397,300	465,500	
	36	269,400	307,500	399,100	467,000	
	37	269,900	309,300	401,100	468,400	
	38	271,400	310,500	402,800	469,900	
	39	272,900	311,700	404,500	471,400	
	40	274,400	312,800	406,300	472,900	
	41	276,200	313,900	407,900	474,300	
	42	276,800	315,900	409,500	475,200	
	43	277,400	317,900	411,100	476,100	
	44	278,100	319,800	412,700	477,000	
	45	278,700	321,500	414,300	477,600	
	46	279,500	323,400	415,600	478,500	
	47	280,300	325,300	416,900	479,400	
	48	281,000	327,200	418,200	480,100	
	49	281,700	328,900	419,400	480,600	
	50	282,400	330,900	420,600	481,100	
	51	283,200	332,900	421,900	481,600	
	52	284,000	334,800	423,200	482,100	

53	284,700	336,700	424,300	482,500
54	285,300	338,700	425,700	483,100
55	286,000	340,700	427,000	483,500
56	286,600	342,600	428,400	483,900
57	287,200	344,500	429,800	484,200
58	287,900	346,200	431,200	484,600
59	288,700	347,900	432,600	485,000
60	289,400	349,600	434,000	485,400
61	290,200	351,400	435,200	485,800
62	291,000	353,300	436,600	
63	291,800	355,200	438,000	
64	292,500	357,100	439,400	
65	293,400	359,000	440,600	
66	294,400	360,800	441,700	
67	295,400	362,700	442,900	
68	296,200	364,800	444,000	
69	297,100	366,400	445,000	
70	297,900	368,200	445,700	
71	298,800	370,100	446,400	
72	299,500	372,000	447,100	
73	300,300	373,900	447,700	
74	301,000	375,800	448,400	
75	301,700	377,700	449,100	
76	302,500	379,600	449,800	
77	303,300	381,500	450,300	
78	304,000	383,300	450,900	
79	304,800	385,100	451,500	
80	305,600	387,000	452,100	
81	306,400	389,000	452,600	
82	307,300	390,600	452,800	
83	308,200	392,200	453,000	
84	309,000	393,800	453,200	
85	309,600	395,500	453,400	
86	310,400	396,900	453,600	
87	311,100	398,300	453,800	
88	311,900	399,700	454,000	
89	312,800	401,000	454,200	
90	313,600	402,300	454,400	
91	314,500	403,600	454,600	
92	315,400	404,900	454,800	
93	316,000	406,200	455,000	
94	316,900	407,300	455,200	
95	317,800	408,500	455,400	
96	318,600	409,700	455,600	
97	319,400	410,900	455,800	
98	320,200	412,100		
99	321,000	413,300		
100	321,800	414,600		
101	322,500	415,800		
102	323,300	416,900		
103	324,100	418,000		
104	324,900	419,100		
105	325,600	420,000		
106	326,400	421,100		
107	327,100	422,200		
108	327,800	423,300		

109	328,300	424,100			
110	328,800	424,900			
111	329,300	425,800			
112	329,800	426,600			
113	330,300	427,300			
114	330,800	427,800			
115	331,300	428,200			
116	331,800	428,500			
117	332,200	428,700			
118	332,700	429,100			
119	333,200	429,500			
120	333,700	429,900			
121	334,100	430,300			
122	334,600	430,500			
123	335,000	430,700			
124	335,400	431,000			
125	335,900	431,300			
126	336,300	431,500			
127	336,700	431,700			
128	336,900	431,900			
129	337,100	432,100			
130	337,300	432,300			
131	337,500	432,500			
132	337,700	432,700			
133	337,900	432,900			
134	338,100	433,100			
135	338,300	433,300			
136	338,500	433,500			
137	338,700	433,700			
138	338,900	433,900			
139	339,100	434,100			
140	339,300	434,300			
141	339,500	434,500			
142	339,700	434,700			
143	339,900	434,900			
144	340,100	435,100			
145	340,300	435,300			
146	340,500	435,500			
147	340,700	435,700			
148	340,900	435,900			
149	341,100	436,100			
150	341,300				
151	341,500				
152	341,700				
153	341,900				
154	342,100				
155	342,300				
156	342,500				
157	342,700				
158	342,900				
159	343,100				
160	343,300				
161	343,500				
162	343,700				
163	343,900				
164	344,100				

	165	344,300				
	166	344,500				
	167	344,700				
	168	344,900				
	169	345,100				
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		246,300	289,900	319,500	348,300	434,900

備考

- この表は、高等学校若しくは特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員又は学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるもの並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- この表の1級の165号給から169号給までは、人事委員会規則で定める講師及び養護助教諭のみに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に30,700円を、同じく4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、23,000円をそれぞれ加算した額とする。

□ 小学校・中学校教育職給料表

職員 の 区分	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	214,600	231,500	333,700	403,000	453,200
	2	216,100	233,600	335,800	404,400	454,200
	3	217,600	235,700	337,800	405,700	455,200
	4	219,100	237,700	339,800	407,000	456,400
	5	221,000	239,700	342,000	408,300	457,400
	6	222,900	242,200	343,900	409,800	458,300
	7	224,800	244,600	346,000	411,200	459,100
	8	226,700	247,000	348,100	412,700	460,000
	9	228,600	249,800	350,200	414,200	461,100
	10	230,700	252,600	352,100	415,600	461,900
	11	232,700	255,300	354,000	416,900	462,700
	12	234,600	257,900	355,800	418,200	463,600
	13	236,400	260,700	357,600	419,500	464,400
	14	238,900	262,300	359,300	420,600	465,100
	15	241,300	263,900	360,900	421,700	465,800
	16	243,800	265,400	362,500	422,800	466,400
	17	246,300	266,900	364,200	424,100	466,900
	18	248,900	267,300	366,000	424,800	467,600
	19	251,300	267,800	367,800	425,600	468,300
	20	253,700	268,300	369,600	426,300	469,000
	21	256,100	268,800	371,200	427,000	469,500
	22	257,700	269,700	372,900	428,400	470,200
	23	259,200	270,600	374,500	429,800	470,900
	24	260,700	271,500	376,100	431,200	471,600
	25	262,100	272,400	377,700	432,200	472,200
	26	262,400	273,600	379,200	433,400	472,900
	27	262,700	274,800	380,700	434,600	473,600
	28	263,100	275,900	382,200	435,800	474,300
	29	263,500	276,700	383,800	436,600	474,800
	30	264,200	279,300	385,100	437,800	475,500
	31	264,900	282,000	386,400	439,000	476,200
	32	265,600	284,700	387,700	440,200	476,900
	33	266,300	287,300	389,100	441,100	477,500
	34	267,200	289,400	390,400	441,700	478,200
	35	268,000	291,400	391,700	442,300	478,900
	36	268,800	293,300	393,000	442,900	479,600
	37	269,300	294,900	394,400	443,500	480,100
	38	270,800	296,600	395,600	444,100	
	39	272,200	298,300	396,800	444,700	
	40	273,600	300,100	398,000	445,300	
	41	275,000	301,800	399,400	445,700	
	42	275,700	303,700	400,500	446,200	
	43	276,400	305,600	401,600	446,700	
	44	277,000	307,500	402,700	447,200	
	45	277,600	309,300	403,800	447,600	
	46	278,500	310,500	404,800	447,900	
	47	279,400	311,700	405,900	448,200	
	48	280,200	312,800	407,000	448,500	
	49	280,600	313,900	407,900	448,900	
	50	281,400	315,900	408,700	449,200	
	51	282,200	317,900	409,500	449,500	
	52	283,000	319,800	410,300	449,800	

53	283,600	321,500	411,200	450,000
54	284,400	323,400	412,400	450,300
55	285,100	325,300	413,600	450,600
56	285,700	327,200	414,800	450,900
57	286,300	328,900	415,800	451,200
58	287,000	330,900	416,900	451,500
59	287,600	332,900	418,000	451,800
60	288,100	334,800	419,100	452,100
61	288,800	336,700	419,900	452,400
62	289,500	338,700	420,900	452,600
63	290,200	340,700	421,900	452,800
64	290,800	342,600	422,900	453,000
65	291,500	344,500	423,800	453,200
66	292,400	346,200	424,600	453,400
67	293,300	347,900	425,400	453,600
68	294,100	349,600	426,200	453,800
69	295,000	351,400	426,900	454,000
70	295,900	353,300	427,600	454,200
71	296,700	355,200	428,300	454,400
72	297,500	357,100	429,000	454,600
73	298,200	359,000	429,600	454,800
74	298,900	360,800	430,000	
75	299,600	362,700	430,400	
76	300,300	364,800	430,800	
77	300,900	366,400	431,200	
78	301,600	367,900	431,500	
79	302,400	369,300	431,800	
80	303,200	370,900	432,100	
81	303,900	372,500	432,500	
82	304,800	373,800	432,800	
83	305,600	375,200	433,100	
84	306,400	376,600	433,400	
85	307,200	378,000	433,600	
86	307,900	379,400	433,800	
87	308,500	380,800	434,000	
88	309,100	382,100	434,200	
89	309,700	383,500	434,400	
90	310,200	384,800	434,600	
91	310,700	386,000	434,800	
92	311,200	387,200	435,000	
93	311,600	388,400	435,200	
94	312,100	389,500	435,400	
95	312,600	390,600	435,600	
96	313,000	391,700	435,800	
97	313,400	392,600	436,000	
98	314,000	393,300	436,200	
99	314,600	394,200	436,400	
100	315,200	395,100	436,600	
101	315,800	396,100	436,800	
102	316,000	396,900		
103	316,200	397,700		
104	316,400	398,400		
105	316,700	399,200		
106	316,900	400,200		
107	317,100	401,100		
108	317,300	402,100		

	109	317,500	402,900			
	110	317,700	403,900			
	111	317,900	404,900			
	112	318,100	405,900			
	113	318,300	406,500			
	114	318,600	407,400			
	115	318,900	408,300			
	116	319,200	409,200			
	117	319,400	410,100			
	118	319,700	410,900			
	119	320,000	411,700			
	120	320,200	412,500			
	121	320,400	413,300			
	122	320,600	414,100			
	123	320,800	414,800			
	124	321,000	415,600			
	125	321,200	415,900			
	126	321,400	416,300			
	127	321,600	416,900			
	128	321,800	417,200			
	129	322,000	417,700			
	130	322,200	418,100			
	131	322,400	418,700			
	132	322,600	419,100			
	133	322,800	419,400			
	134	323,000	419,800			
	135	323,200	420,200			
	136	323,400	420,600			
	137	323,600	421,000			
	138	323,800	421,400			
	139	324,000	421,800			
	140	324,200	422,200			
	141	324,400	422,600			
	142	324,600	422,900			
	143	324,800	423,200			
	144	325,000	423,500			
	145	325,200	423,700			
	146	325,400	424,000			
	147	325,600	424,300			
	148	325,800	424,600			
	149	326,000	424,900			
	150	326,200	425,100			
	151	326,400	425,300			
	152	326,600	425,500			
	153	326,800	425,700			
	154	327,000	425,900			
	155	327,200	426,100			
	156	327,400	426,300			
	157	327,600	426,500			
	158		426,700			
	159		426,900			
	160		427,100			
	161		427,300			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		237,500	287,100	314,800	341,900	424,600

備考

- この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭(高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員を除く。)並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に31,700円を、同じく4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、24,200円をそれぞれ加算した額とする。

別記第5 切替要領

号給の切替え

下記給料表の適用を受けている職員の改定実施日における号給は、その者の実施日の前日における号給に応じて別表に定める号給とする。

別表

教育職給料表

イ 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

級 旧号給	特2級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	2
15	3
16	4
17	5
18	6
19	7
20	8
21	9
22	10
23	11
24	12
25	13
26	14
27	15
28	16
29	17
30	18
31	19
32	20
33	21
34	22
35	23
36	24
37	25
38	26
39	27
40	28
41	29
42	30
43	31
44	32
45	33

級 旧号給	特2級
46	34
47	35
48	36
49	37
50	38
51	39
52	40
53	41
54	42
55	43
56	44
57	45
58	46
59	47
60	48
61	49
62	50
63	51
64	52
65	53
66	54
67	55
68	56
69	57
70	58
71	59
72	60
73	61
74	62
75	63
76	64
77	65
78	66
79	67
80	68
81	69
82	70
83	71
84	72
85	73
86	74
87	75
88	76
89	77
90	78

級 旧号給	特2級
91	79
92	80
93	81
94	82
95	83
96	84
97	85
98	86
99	87
100	88
101	89
102	90
103	91
104	92
105	93
106	94
107	95
108	96
109	97

ロ 小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

級 旧号給	特2級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	2
15	3
16	4
17	5
18	6
19	7
20	8
21	9
22	10
23	11
24	12
25	13
26	14
27	15
28	16
29	17
30	18
31	19
32	20
33	21
34	22
35	23
36	24
37	25
38	26
39	27
40	28
41	29
42	30
43	31
44	32
45	33
46	34
47	35
48	36
49	37
50	38
51	39
52	40

級 旧号給	特2級
53	41
54	42
55	43
56	44
57	45
58	46
59	47
60	48
61	49
62	50
63	51
64	52
65	53
66	54
67	55
68	56
69	57
70	58
71	59
72	60
73	61
74	62
75	63
76	64
77	65
78	66
79	67
80	68
81	69
82	70
83	71
84	72
85	73
86	74
87	75
88	76
89	77
90	78
91	79
92	80
93	81
94	82
95	83
96	84
97	85
98	86
99	87
100	88
101	89
102	90
103	91
104	92

級 旧号給	特2級
105	93
106	94
107	95
108	96
109	97
110	98
111	99
112	100
113	101

第3 意見

少子高齢化の進行、デジタル技術の進展など本府を取り巻く社会情勢が大きく変動する中、行政に求められる役割は一層大きくなっている。このような状況のもと、将来にわたって質の高い行政サービスを提供していくためには、これからの府政を担う有為な人材を確保し、体系的・計画的に育成していく必要がある。また、そのためには職員一人ひとりがやりがいを持ち、その能力を十分に発揮できる働きやすい職場環境づくりなど、公務職場の魅力向上に努める必要がある。

そこで、本委員会は、昨年度の給与勧告において、民間給与との較差と人材獲得競争の観点を踏まえ、初任給と若年層に重点を置いて給料月額の大幅な引上げを求めたところであり、引き続き給与勧告を通じた適正な処遇の改善に取り組んでいく。

また、職場の魅力向上のためには、働きやすい職場づくりとともに長時間勤務の是正が喫緊の課題であると言える。とりわけ、教育職員については、学校における働き方改革の一層の推進を図ることなどを目的に、本年、給特法が改正されたところであり、今後より一層の取組が求められている。

本委員会は、上記の基本認識のもと、人事給与制度の諸課題について、以下のとおり意見を申し述べる。

1 給与制度のあり方

(1) 管理職の給与制度

国においては、昨年度、給与制度のアップデートの一環として、管理職の職務の級の初号の俸給月額を引き上げ、昇格メリットを拡大するとともに現行の号俸を大きくくり化し、成績上位者のみが昇給する仕組みに改正した。

さらに、本年の人事院勧告において、幹部・管理職員を中心とした職員の給与制度について、役職段階等により職務や職責に応じた簡素な号俸構成とすることや、時々の職務・職責の変化に応じた給与水準の調整も可能とすることなどについて検討を進め、令和8年に措置の骨格を、令和9年に具体的な内容を報告することとされた。

任命権者においては、このような国の取組を踏まえつつ、速やかに「組織・

人事給与制度の今後の方向性（案）」に基づく「2025 年大阪・関西万博」後を見据えた組織・執行体制の見直しを行い、管理職の職務・職責に見合う人事給与制度のあり方についての検討を進める必要がある。

本委員会においても、任命権者と連携しながら、引き続き検討を行っていく。

(2) 教育職員の給与

教育職員の処遇については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 68 号。以下「給特法等一部改正法」という。）により、第 1 の 5 (1)イ(イ)で言及した教職調整額の基準となる額の引上げ^{※1}のほか、主務教諭の職の創設、義務教育等教員特別手当の校務類型に応じた支給への見直し等がなされた。

給特法等一部改正法では、主務教諭については、教諭と主幹教諭の間に設置され、学校横断的な取組についての学校内外との連携・調整機能の充実や、若手教師へのサポートのため創設するものとされている。また、義務教育等教員特別手当については、令和 8 年 1 月から、校務類型（学級を担任する業務とそれ以外の校務を基準とする。）に応じて支給することとされている。^{※2}

本委員会としては、上記給特法等一部改正法の趣旨を踏まえ、任命権者において主務教諭の設置及び義務教育等教員特別手当の見直しを行う場合は、より円滑な学校運営につながるものとなるよう期待する。

また、新たに主務教諭を設置する場合、任命権者が示す主務教諭の職務・職責の内容、全国人事委員会連合会が作成する参考モデル給料表^{※3}等を考慮し、教育職給料表のあり方について検討を進めていく。

加えて、非常災害時等の緊急業務に従事した場合等に支給される教員特殊業務手当についても、義務教育費国庫負担金の算定上、令和 8 年 1 月から、支給要件を見直すとともに、支給額を引き上げることとされている。任命権者においては、非常災害時等の緊急業務の特殊性や困難性、他の地方公共団体の動向等も踏まえて、本手当について見直しを行われたい。

昨今、学校教育と教育職員を取り巻く環境は大きく変化しており、本府においても、教育職員の業務の複雑性や困難性は以前より増大し、人材確保のみな

らず、人材の定着化も課題となっている。こうした状況下で、教職の専門性や職責にふさわしい処遇を確保することは、教育職員のモチベーションを高めるとともに、教職をより魅力ある職とするために不可欠である。任命権者においては、引き続き、教育職員のより良い処遇の実現に向けて積極的に取り組まれない。

- ※1 教育公務員特例法第 25 条に基づき、生徒に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修を実施することとされた者（指導改善研修被認定者）には、教職調整額が支給されないこととされている。
なお、教職調整額の見直し前に指導改善研修被認定者となった者は、指導改善の程度に関する認定を受けるまでの間は、従前の例によるものとされている。
- ※2 義務教育費国庫負担金の算定上、学級担任には業務の困難性を考慮して月額 3,000 円を加算することとされている。
- ※3 主務教諭の級（文部科学省では、教諭よりも月額 6,000 円程度高い処遇とする方針）を含めた 6 級制の給料表となる見込みである。

2 人材の確保・育成

(1) 人材の確保

昨今、生産年齢人口の減少などにより、官民間問わず人材の確保が困難となっており、本府においても同様の課題を有している。そのため、有為な人材をより多く獲得するため、志望者が受験しやすい試験となるよう、昨年度は、競争試験日程の前倒しや試験科目の変更等を行い、さらに令和 7 年度は、転職者のニーズに柔軟に対応した、年度途中の採用に向けた行政職（社会人等）の春季試験を実施したところである。

こうした取組の結果、概ね全ての職種において、受験者数の増加や受験率の上昇など、一定の効果が見られた。

本委員会においては、これまでの取組内容の効果検証を行うとともに、引き続き任命権者と連携し、公務の魅力ややりがいを伝える積極的な広報活動を実施し、受験者の確保に努める。

また、任命権者においては、昨年度から競争試験によらない新たな採用手法として、国家公務員や他の地方公務員の経験を有する「公務員経験者採用」や過去に大阪府に在籍していた人を対象とする「ウェルカムバック採用」を実施しており、とりわけ公務員経験者採用においては、募集人数は限定的ではあるものの、志望度の高い受験者の確保に効果が見られる。このような任命権者に

よる選考試験は、特定の専門知識や経験等を要件とすることで多様な人材の確保につながることから、新たな人材獲得手法としても大いに期待できるものである。

一方、競争試験のうち技術職、とりわけ土木職については、上記のとおり試験日程の前倒しや試験科目の見直しなどに加え、冬季に追加募集を行ったものの、合格後の辞退率が増加する等の課題が確認されたほか、追加募集によっても採用予定者数を確保できない等、技術職（土木職等）の人材確保が喫緊の課題となっている。

こうした中、本年度、任命権者において、民間事業者のノウハウを活用した技術職の認知度向上や、合格後の辞退者防止対策に係る検討を進めているところである。今後は民間事業者のノウハウを活用した積極的な広報による受験者数の拡大はもとより、合格決定後のより一層有効な辞退抑止策や、志望度の高い受験者層及び多様で幅広い受験者層の獲得に向け、府内大学等と連携するなど新たな選考試験の実施等も検討されたい。

また、本委員会においても、令和7年人事院勧告にて示された「技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備」（令和8年度に具体像を提示）や任命権者による上記の新たな取組状況も見ながら、引き続き効果的な技術職の確保に向け検討を進めていく。

(2) 若手職員の成長支援

本府では近年、40歳台及び50歳台の職員数が減少するとともに、在職年数の浅い20歳台及び30歳台の若年層の職員（以下「若手職員」という。）が増加している。一方で、民間を含む人材獲得競争の激化やキャリア意識の多様化が進む中、若手職員の退職者数・退職率が上昇している。若手職員は職場で実務の要となる存在であり、将来の組織を支える重要な人的資源である。任命権者においては、若手職員の離職防止はもちろん、直面する行政課題に的確に対応し、将来にわたって本府の組織を安定的に運営するためにも、若手職員の成長支援に取り組まなければならない。

任命権者の調査によると、普通退職者の退職事由として、待遇や業務量に関

するもののほか、キャリア形成や配属先、組織風土、業務内容、やりがいに関するものが見受けられる。とりわけ若手職員については、キャリア意識が多様化し、自身のスキルアップを求める傾向が強いことから、自身の成長を実感し、やりがいをもって職務を遂行できるようにすることが求められる。そして、若手職員が、自ら成長を実感し、将来のキャリアを具体的に描けるように、所属長やグループ長（以下「所属長等」という。）は、当該職員の業務を定期的に評価してフィードバックを行うとともに、異動や昇任機会等のキャリアパスを提示するなど、若手職員の主体的なキャリア形成を支援することが必要である。

また、所属長等は、定期的な面談を通じて悩みや意見を聞きながら担当業務の進捗管理を行うなどコミュニケーションを強化するとともに、スキルや能力に応じた担当業務を割り振ることにより若手職員の強みを生かすことや、成果への評価を通じて業務に対する満足度を高め、その成長を実感してもらうことが求められる。

さらに、所属長等においては、若手職員の組織や仕事に対する貢献意欲を高めるため、府政の運営方針や部局・所属の目標を共有し、現に遂行中の業務がどのように府政や府民に貢献しているのかを若手職員に示していくことが望まれる。

このようにして、将来のキャリアを可視化し、自律的なキャリアアップを促し、業務に対する納得感を高める取組を進めることは、若手職員の離職防止にもつながるものと考えられる。

任命権者においては、若手職員を含む全職員の主体的なキャリア形成を支援するため、「キャリアクリエイト制度」や「職務分野エントリー制度」等を導入している。また、モチベーションやエンゲージメント向上のため、「1 on 1 ミーティング」の試行実施等に取り組んでいる。引き続き、効果検証を行いながらこれらの取組を推進されたい。あわせて、所属長等が管理監督者としての役割を十分に果たせるよう、研修等を通じてマネジメント能力の向上に取り組まれない。

(3) 人事評価制度とその活用

本府の人事評価制度は、平成 25 年度から大阪府職員基本条例に基づき相対評価により実施されているが、絶対評価と相対評価の乖離による執務意欲の低下という課題を踏まえ、同条例に規定されている相対評価の各区分の分布割合を変更する改正を行い、令和 6 年度から実施されている。

本委員会では、これまで、相対評価を前提にするとしても、下位評価区分の分布割合を固定化した制度を見直し、あるいは下位評価区分の分布割合の運用の柔軟化について検討すべきであるとの意見を述べてきた。

令和 6 年度の人事評価結果では、絶対評価と相対評価の乖離は縮小しているものの依然として残されており、執務意欲の低下という課題の改善が引き続き期待されるところである。任命権者においては、改正後の制度が職員の資質、能力及び執務意欲の向上という人事評価制度の意義に沿ったものとなるよう、次回の見直しに備えて人事評価結果を検証し、適切な運用を行われたい。

3 職場の魅力向上

(1) 長時間労働の是正

本府では、全庁の働き方改革を強力に推進するため、令和 6 年度から各部署の現状や課題を踏まえた取組目標（働き方改革プラン）を設定し、幹部職員をはじめ職員全員でその達成に向けて取り組んでいる。

令和 6 年度は、多くの部局で時間外勤務が減少したことにより、職員（教職員を除く。）1 人当たり月平均時間外勤務^{※4}は 11.4 時間となり、令和 5 年度から 0.3 時間（全庁合計で年間 26,867 時間）の削減が見られた。令和 7 年度においても、これらの取組を継続することで、改革の定着と更なる効果の拡大を期待する。

このように全庁的な取組が進められているにもかかわらず、一部の職員においては、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成 7 年大阪府人事委員会規則第 2 号。以下「勤務時間規則」という。）に定める上限時間を超えて勤務する実態が依然として見受けられる。特に、月 100 時間以上の時間外勤務^{※5}を行った職員は 95 人にのぼり、令和 5 年度より増加している。

また、月 100 時間を超える時間外勤務は、年度末などの特定の時期に生じる場合が多く、所属によっては同一月に複数人が該当するケースや、月 200 時間以上の時間外勤務が発生したケースも確認されている。これらの時間外勤務が発生している所属においては、勤務時間規則で定められた上限時間を遵守するために、業務の効率化や削減に加え、更なる効果的な対応が必要である。

そのため、任命権者は、現行制度下においても、グループ制の趣旨に則り、所属長のマネジメントにより、年度途中であっても臨機応変に所属内の体制を見直すことが可能であることから、特に、所属内で一部のグループに一時期業務が集中する場合においては、グループを横断した柔軟な人員配置を行い、人的資源を最大限に活用できる体制の整備を行うなど、業務の繁閑に応じた適切な運用に努めるべきである。

また、将来に向けて抜本的な長時間勤務の縮減を図っていくためにも、「2025 年大阪・関西万博」後における府の組織のあり方や、「組織・人事給与制度の今後の方向性（案）」に掲げる組織のダウンサイジングに向けた検討を踏まえた業務の見直しを行い、より適切な人員配置に取り組まれない。

長時間労働の是正は、職員の心身の健康の確保、公務能率の維持・向上、さらには人材の定着等、組織運営上の重要な課題と密接に関連していることから、引き続き時間外勤務の縮減に向けた取組を推進されたい。

※ 4、5 上限規制の対象外とされている特例業務による時間を除く。

特例業務とは、天災その他非常災害、突発的な事件又は事故への対応等、公務の運営上真にやむを得ない事情により特に緊急に処理することを要する重要な業務と任命権者が認めるものをいう（勤務時間規則第 4 条の 2 第 2 項）。

(2) 教育職員の長時間勤務の縮減に向けた取組

本府教育委員会では、府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和 2 年大阪府教育委員会規則第 7 号）により、時間外在校等時間^{※6}の上限を原則月 45 時間、年 360 時間と定めるとともに、合同部活動の運用の柔軟化及び部活動指導員の配置拡大や、学校現場に対して「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」（R5.8 改定）（以下「部活動方針」という。）の遵守徹底を求めるなど、長時間勤務の縮減に向けた取組を行ってきたところである。

これらの取組により一定の改善が見られるものの、令和 6 年度の年間時間外

在校等時間が 360 時間を超える教育職員は 4,612 人であり、なお全体の 3 割強を占めている。加えて、昨年度より減少したとはいえ、時間外在校等時間が 100 時間以上となった月が 1 月以上ある教育職員が 631 人存在する。

今般、国において給特法が改正され、教育職員に係る「業務量管理・健康確保措置実施計画」（教育職員の業務の量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置の実施に関する計画）の策定が教育委員会に義務づけられた。また、給特法等一部改正法の附則において、教育職員の時間外在校等時間を令和 11 年度までに月平均 30 時間程度に縮減すること等が盛り込まれたことからしても、長時間勤務の縮減に向けた更なる取組が求められている。

これらを踏まえ、府立学校における長時間勤務の大きな要因とされている部活動の指導について、学校長へのヒアリング等の機会を活用し、学校現場に対して引き続き、「部活動方針」の遵守徹底を求めるとともに、部活動を担当する教育職員の負担軽減のために配置される部活動指導員の継続的な確保及び配置拡充に向けた取組を実施する必要がある。

また、本府教育委員会においては、本年 4 月から、長時間勤務の縮減に向けた取組として、学校における働き方改革の専門的知見を有するコンサルタントを府立の中学校、高等学校及び特別支援学校 15 校※₇に派遣している。本事業では、各学校が主体となってコンサルタントとともに学習活動や部活動などの長時間勤務の要因、教頭の慢性的な長時間勤務や健康リスクなどの課題を掘り下げ、各学校の実情に応じた課題解消に向けた取組を進めているところであり、コンサルタントの支援内容を踏まえて、事業終了後も継続的に改善に取り組んでいくことのできる体制づくりを行っていくこととしている。本事業により得られた知見や好事例等については、当該学校にとどまらず、府立学校全体における働き方改革の有効な手立てとして、今年度中からの展開も視野に入れて活用を検討されたい。

さらに、教育職員の業務負担の軽減は長時間勤務の縮減につながると考えられることから、スクール・サポート・スタッフの有効活用による事務的業務の支援、無線・軽量化した教職員端末機の配備の拡充など I C T 環境の充実及び生成 A I の活用を通じて、校務運営の効率化をより一層進めていく必要がある。

これらの取組により、教育職員の長時間勤務を縮減し、働きやすい職場環境を整備することは、教職の魅力向上や成り手の確保、さらには学校教育の質の向上に資するものである。引き続き、教育職員の長時間勤務の縮減に向けて、学校ごとの実情に応じた実効的な取組を推進されたい。

※6 時間外在校等時間とは、勤務時間外の在校等時間のことである。在校等時間とは、在校時間（出退勤スリット間の時間）に校外で行う活動や研修及びテレワークの時間を加え、自己申告による自己研鑽等及び休憩時間を除いた時間をいう。

※7 部活動や学習活動が原因で長時間勤務となっている学校を中心に、教育庁が選定している。

(3) 働きやすい職場環境

近年、働き方や価値観が多様化する中で、職場における良好なコミュニケーションを通じて相互理解を深め、職員のウェルビーイング（well-being）を尊重した職場環境を整備することは、組織の持続的な成長に不可欠な要素となっている。

本府においても、柔軟な働き方をはじめとする各種取組を通じて、職員一人ひとりが安心して能力を発揮できる環境を整えることは、組織の活性化や行政サービスの質の向上に資するものであり、今後より一層の推進が求められる。

ア 柔軟な働き方の推進

本府では、仕事の質を高め組織パフォーマンスの最大化を図りつつ、職員の心身の健康確保、ワーク・ライフ・バランス、女性活躍の促進等を加速させることを目的に「大阪府庁版『働き方改革』」に取り組んできた。とりわけ柔軟な働き方の実施については、職員の多様なニーズに応えるよう内容の充実が図られ、現在は、持ち出し可能な職員端末機の導入によりテレワークが容易に行えるようになったほか、より柔軟に勤務時間帯を設定できるようフレックスタイム制度の拡充が行われ、業務効率やワーク・ライフ・バランスの向上につながっていると考えられる。

これらテレワーク等の実施については、制度導入後一定期間が経過していることから、任命権者においては、制度利用にあたって希望する職員が実際に活用できているか、加えて、制度実施による業務運営上の課題がないかなど、制度の活用状況が本府のめざす働き方改革の趣旨に沿ったものとなっているかを検証し、更なる取組の推進につなげていく必要がある。

イ コミュニケーションの活性化

本府が令和5年に実施した職員アンケート※₈の結果によれば、職員は上司に対して積極的なコミュニケーションを求める傾向があることがうかがえる。

本府では、前記2(2)で述べたように、令和6年度から「1 on 1 ミーティング」を試行的に導入しており、これは上司と部下のコミュニケーションの活性化を図る効果的な取組としても期待されるところである。

日頃から自ら相談や発言しやすい雰囲気づくりを心がけ、職場内の心理的安全性を高めていくことは、所属長等の重要な役割の一つである。働き方の多様化に伴う対面機会の減少や業務の多忙さに起因してコミュニケーションが不足している場合においては、特に、この「1 on 1 ミーティング」は貴重な対話の機会となる。上司と部下の信頼関係を構築、強化していくためにも、所属長等はこのミーティングを有効に活用する必要がある。

また、このような取組を通じて、職場内での良好なコミュニケーションが行われることにより、円滑な情報共有による業務効率の向上が期待され、上司や同僚との信頼関係が深まることで、後述するハラスメントの防止にもつながるものと考えられる。

任命権者は、この取組が組織内で定着していくために、また「組織・人事給与制度の今後の方向性（案）」に掲げる「めざす職員像」の実現に向けて、今一度、コミュニケーションを通じた信頼関係構築の重要性について、全職員への意識付けを推進されたい。

※8 第2回職員アンケート結果 設問42（組織・人事給与制度の今後の方向性（案）82頁）

ウ 職員のメンタルヘルス対策

本府では近年、30歳台までの職員におけるメンタルヘルス不調※₉を要因とする休業者数（7日以上休業した職員の延べ人数）が高止まりの傾向にあり、課題となっている。この状況を踏まえ、今年度から新規採用職員研修において、メンタルヘルスに関する知識を深めることを目的とした健康教育を実施している。

他方、メンタルヘルス不調を未然に防止するためには、周囲に気軽に相談できる職場環境づくりは重要である。特に、環境の変化によるストレスが大

きい新規採用職員や、業務経験の浅い若手職員に対しては、所属長等の十分な配慮が求められる。前記 2 (2) や前記イで述べたように、所属長等は、良好なコミュニケーションを通じた信頼関係の構築に努めるべきである。

また、所属におけるストレス要因の把握も重要な要素であり、その手段の一つとして、ストレスチェック集団分析結果の活用が考えられる。管理監督者（安全衛生管理者）は、これにより職場のストレス傾向を把握し、職場環境の改善につなげることが期待されている。

任命権者においては、引き続き管理監督者に対して、職場環境改善を目的としたストレスチェック集団分析活用研修への積極的な参加を促す必要がある。加えて、分析結果に基づく所属からの改善報告について、他の所属に展開可能な改善例を蓄積し、より良い職場環境の構築に資する事例を共有するなど、新たな取組についても検討されたい。そして、継続的な職員向けの健康教育やメンタルヘルス対策研修等に注力されたい。

※9 基本分類表（平成 27 年総務省告示第 35 号）における「精神及び行動の障害」

エ ハラスメントのない職場環境づくり

職場におけるハラスメントは、その言動を受ける職員の人格や尊厳を不当に傷つけるだけでなく、職場環境に悪影響を及ぼし公務能率の低下にもつながるものである。また、ハラスメントを契機に職員がメンタルヘルス不調に陥り、あるいは意に沿わない退職に至ることになれば、貴重な人材の損失につながる。職員一人ひとりがその能力を発揮し、また、組織活力を向上させるためには、ハラスメントのない働きやすい職場環境づくりを進める必要がある。

ハラスメントをなくすには、風通しが良く、安心して自分の考えや意見が言える職場環境を整備する必要があり、そのためには、繰り返し述べてきたように、職場におけるコミュニケーションを活性化して職員間の信頼関係を深めることが大切である。このことにより、職員がハラスメントの被害者や加害者になることを防ぐことが期待できる。

任命権者においては、例えば知事が全職員に対して機会あるごとにハラスメント防止に関するメッセージを発信するなど、ハラスメントのない職場環

境づくりに取り組んでいる。引き続き、職員への啓発、研修及び相談体制の整備とともに、職場におけるコミュニケーションの活性化のための対策を講じられたい。

なお、本委員会においても、職員総合相談センターでハラスメントや職場の人間関係に関する相談に対応しており、職員が抱える課題の解決に資するよう適切に助言を行っていく。

オ 職場の安全性と快適性の向上

職員が日々多くを過ごす職場においては、ストレスや疲労を感じにくい職場環境を整えることが、業務の効率化や職員の健康維持の観点からも重要である。

任命権者は、職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等に基づき、定期的に職場環境測定や職場巡視などを実施しており、作業環境面において改善が必要な場合は、安全衛生管理者等に対して指導・助言を行っているところである。

また、本府では現在、空調運転時間の拡大や衛生設備の改修など、職員の快適な職場環境の確保や庁舎の環境改善を図るための取組が適宜行われているが、職員目線に立ったオフィス環境の整備も重要である。業務効率向上などの観点から執務スペースや動線を十分に確保するため、執務室内レイアウトの見直しのほか、紙媒体での保存が必須でない書類の電子化や「職場一斉整理整頓の日」を活用した集積物の整理整頓など、ハード面でも職場が一体となって働きやすい職場環境の実現に取り組む必要がある。

安全で快適な職場環境の実現は、労働災害や健康障害の防止が期待できるだけでなく、業務パフォーマンスの向上にも資することから、引き続き作業環境の維持向上に努められたい。

結語

地方公務員は、その地位の特殊性と職務の公共性から、憲法で保障された労働基本権が制約されており、人事委員会の給与勧告はその代償措置として、職員給与を社会一般の情勢に適応させるべく行うものである。

本年は、月例給において職員給与が民間給与水準を 12,636 円下回っていることや民間における賞与等の支給状況を踏まえ、初任給・若年層に重点を置きつつ、その他の職員についても昨年を大幅に上回る給与月額の引上げ勧告を行った。

また、本年も人材の確保・育成、職場の魅力向上の観点から、種々意見を述べてきた。任命権者においては、これらの意見について真摯に受けとめていただき、有為な人材の確保と職員のエンゲージメント向上につなげ、職員一人ひとりが今まで以上に能力を発揮し、府政全体としてより高いパフォーマンスを発揮することを期待するものである。

知事及び議会におかれては、このような人事委員会勧告制度の意義や役割を踏まえ、適切に対応されることを求める。